

第一類 (第二号)

第五十八回国会 衆議院 地方行政委員會 議錄 第二十五号

(四一九)

昭和四十三年五月七日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君

理事 大石 八治君

理事 塩川正十郎君

理事 細谷 治嘉君

理事 折小野良一君

青木 正久君

龜山 孝一君

中尾 榮一君

藤田 義光君

井筒 大治君

山本弥之助君

門司 亮君

谷口善太郎君

出席國務大臣

自治 大臣 赤澤 正道君

自治政務次官 細田 吉藏君

自治省行政局長 長野 士郎君

消防庁次長 山本 弘君

委員外の出席者

参議院議員 船田 讓君

人事院事務総局 菅原 馨君

職員局職員課長 鎌田 要人君

自治省行政局長 務員部長 越村安太郎君

専門 員

本七郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員松本七郎君辞任につき、その補欠として三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

五月六日 委員三木喜夫君辞任につき、その補欠として木原津與志君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十四日 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八四号)(参議院送付)

同日 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

同日 地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

(安宅常彦君紹介)(第四三三二〇号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

同日 伊賀定盛君紹介(第四三三二二二号)

農耕用トラクターに対する軽自動車税免除に関する陳情書（福島県信夫郡吉妻町議会議長二階堂佐雄）（第二二五号）

地方事務官制度廃止に関する陳情書外三件（山口県議会議長吉井公人外三名）（第二二六号）

同（兵庫県議会議長丹羽栄一）（第二二〇号）

地方公共団体の超過負担解消に関する陳情書外三件（山口県議会議長吉井公人外三名）（第二二七号）

同外五件（玉野市議会議長横畑一太外五名）（第三〇七号）

統合校舎に対する起債増額に関する陳情書（鹿児島市山下町一五の七鹿児島県町村議会議長会長隈元光代志）（第二二八号）

地方公務員の定年制法制化反対に関する陳情書（広島県豊田郡本郷町上杉祐弘外十九名）（第三〇五号）

地方財政の確立強化に関する陳情書（東大阪市議会議長津田実）（第三〇六号）

地方公営企業の健全化に関する陳情書（札幌市議会議長松宮利市）（第三〇八号）

地方公務員の医療保険掛金軽減に関する陳情書（京都市上京区堀川通一条上ル京都府市町村職員共済組合理事長佐谷靖）（第三〇九号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第七〇号）

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第五八号）（参議院送付）

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出第八四号）（参議院送付）

○吉川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる昭和四十二年度における地方

公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案、参議院から送付されました内閣提出にかかる地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、同じく消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案、以上三案を議題とし、政府から順次提案理由の説明を聴取いたします。赤澤自治大臣。

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

第一条の見出し中「昭和四十二年九月三十日以前の」を削り、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同条中同項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「前項まで」を「及び第三項から前項まで」に改め、「年金を含む」の下に「次項において「地方公共団体の長等の退職年金等」という」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第二項から第五項までの規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第一条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一

項」の下に「又は第二項」を加え、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項各号列記以外の部分」を「昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分までについては、第一項各号列記以外の部分に」として、同項を「とし、昭和四十三年十月分以後については、前項において準ずるものとされる第一項各号列記以外の部分中「仮定退職年金条例の給料年額」とあるのは「仮定退職年金条例の給料年額で次項の規定により読み替えられたものに、その年額を恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号)附則別表第四に掲げる仮定俸給年額とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た額」と、「仮定共済法の給料年額」とあるのは「仮定共済法の給料年額で次項の規定により読み替えられたものに、その額を十二で除して得た額を別表第三の二に掲げる仮定給料とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)の十二倍に相当する金額を加えて得た額」として、第一項又は前項」に、「応じ、同項」を「応じ、第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五項各号」を「第六項各号」に改め、「除く」の下に「次項において同じ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三三」とあるのは「一・四四」と、同項第二号中「仮定給料年額を求めた」とあるのは「仮定給料年額を求め、更に、当該仮定給料年額で別表第一の

二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額を求めた」と、同項第三号中「仮定給料を求めた」とあるのは「仮定給料を求め、更に、当該仮定給料で別表第二の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料を求めた」と読み替えるものとする。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二

別表第一の仮定給料年額		別表第一の二	
別表第一の仮定給料年額	仮定給料年額	別表第一の二	
一一三、五〇〇	一一三、八〇〇	二七八、〇〇〇	三〇三、二〇〇
一一六、六〇〇	一一七、二〇〇	二八九、二〇〇	三一五、五〇〇
一一九、四〇〇	一二〇、二〇〇	三〇四、三〇〇	三三一、九〇〇
一二三、二〇〇	一二四、四〇〇	三二〇、九〇〇	三五〇、〇〇〇
一二五、五〇〇	一二六、九〇〇	三二九、三〇〇	三五九、三〇〇
一二九、九〇〇	一三〇、七〇〇	三三七、四〇〇	三八八、〇〇〇
一三六、二〇〇	一三八、六〇〇	三四九、〇〇〇	三八八、一〇〇
一四二、八〇〇	一四五、八〇〇	三五五、七〇〇	三八八、一〇〇
一四九、三〇〇	一六二、八〇〇	三七五、五〇〇	四〇九、七〇〇
一五六、〇〇〇	一七〇、二〇〇	三九五、五〇〇	四二〇、四〇〇
一六二、五〇〇	一七七、二〇〇	四一五、三〇〇	四三一、四〇〇
一六九、一〇〇	一八四、四〇〇	四三三、二〇〇	四四〇、〇〇〇
一七三、四〇〇	一九三、七〇〇	四四五、〇〇〇	四四七、七〇〇
一七七、五〇〇	一九九、〇〇〇	四五六、七〇〇	四八〇、二〇〇
一八二、四〇〇	二〇六、五〇〇	四八〇、〇〇〇	五二二、七〇〇
一八九、三〇〇	二二二、九〇〇	四八四、〇〇〇	五四八、九〇〇
一九五、一〇〇	二二九、〇〇〇	五〇三、一〇〇	五五九、六〇〇
二〇〇、八〇〇	二三六、三〇〇	五一七、四〇〇	五七九、七〇〇
二〇七、五〇〇	二四一、八〇〇	五三三、四〇〇	六〇一、四〇〇
二一四、三〇〇	二四八、七〇〇	五五九、六〇〇	六四一、三〇〇
二二一、七〇〇	二五〇、〇〇〇	五八七、八〇〇	六四七、四〇〇
二二九、一〇〇	二六〇、〇〇〇	六〇三、五〇〇	六七一、九〇〇
二三八、五〇〇	二六六、四〇〇	六四四、二〇〇	七〇二、七〇〇
二四四、二〇〇	二七四、八〇〇	六七〇、五〇〇	七三三、六〇〇
二五一、九〇〇	二八二、八〇〇	七〇〇、五〇〇	七六四、二〇〇
二五九、三〇〇	二八九、〇〇〇	七三三、一〇〇	七八三、五〇〇
二七四、一〇〇	二九九、〇〇〇	七七八、二〇〇	八〇四、一〇〇

一、〇五六、〇〇〇	一、一五一、〇〇〇
一、〇七五、六〇〇	一、一七三、四〇〇
一、一五五、三〇〇	一、二一六、七〇〇
一、一五五、〇〇〇	一、二六〇、〇〇〇
一、一七四、六〇〇	一、二八一、四〇〇
一、一九四、八〇〇	一、三〇三、四〇〇

備考

年金の額の計算の基礎となつて
別表第一の仮定給料年額が一三、五
〇〇円に満たないときは、その仮定給
料年額に百三十二分の百四十四を乗じ
て得た額（その額に、五十円未満の端
数があるときはこれを切り捨て、五十
円以上百円未満の端数があるときはこ
れを百円に切り上げるものとする。）を
仮定給料年額とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の一

別表第二の仮定給 料	仮定給料
九、四六〇円	一〇、三三〇円
九、七二〇	一〇、六〇〇
九、九五〇	一〇、八五〇
一〇、二七〇	一一、二〇〇
一〇、四六〇	一一、四〇〇
一〇、八三〇	一一、八一〇
一一、三五〇	一二、三八〇
一一、九〇〇	一二、九八〇
一二、四四〇	一三、五七〇
一二、四〇〇	一四、一八〇
一二、五〇〇	一四、七七〇
一三、五四〇	一五、三七〇
一四、〇九〇	一五、七六〇
一四、四五〇	一六、一四〇
一四、七九〇	一六、五八〇
一五、二〇〇	一七、二二〇
一五、七八〇	一七、七四〇
一六、二六〇	

一六、七三〇	一八、二五〇
一七、二九〇	一八、八六〇
一七、八六〇	一九、四八〇
一八、四八〇	一九、一五〇
一九、〇九〇	二〇、八三〇
一九、八八〇	二一、六八〇
二〇、三五〇	二二、二〇〇
二〇、九九〇	二二、九〇〇
二一、六一〇	二三、五七〇
二一、八四〇	二四、九二〇
二二、一七〇	二五、二七〇
二二、一〇〇	二六、二九〇
二二、三六〇	二七、六六〇
二二、七四〇	二八、一七〇
二二、四四〇	二九、九四〇
二二、八二〇	三〇、六七〇
二二、〇八〇	三一、七三〇
二二、六四〇	三一、三四〇
二二、二九〇	三二、一四〇
二二、一〇〇	三二、〇三〇
二二、九六〇	三二、九五〇
二三、二七〇	三三、七五〇
二三、六九〇	三四、〇三〇
二三、〇六〇	三四、五二〇
二三、八〇〇	四一、五二〇
四〇、〇〇〇	四二、六四〇
四〇、九三〇	四三、七四〇
四一、一二〇	四四、〇四〇
四二、二八〇	四四、八七〇
四三、六三〇	四五、〇八〇
四四、九八〇	四五、四四〇
四六、三三〇	五〇、八九〇
四七、六八〇	五〇、九六〇
四八、〇三〇	五一、五九〇
四八、三八〇	五一、五九〇
四八、八五〇	五五、六八〇
四九、四三〇	五五、六八〇
五〇、〇一〇	五五、六八〇
五〇、五九〇	五五、六八〇
五一、一七〇	五五、六八〇
五一、七五〇	五五、六八〇
五二、三三〇	五五、六八〇
五二、九一〇	五五、六八〇
五三、四九〇	五五、六八〇
五四、〇七〇	五五、六八〇
五四、六五〇	五五、六八〇
五五、二三〇	五五、六八〇
五五、八一〇	五五、六八〇
五六、三九〇	五五、六八〇
五六、九七〇	五五、六八〇
五七、五五〇	五五、六八〇
五八、一三〇	五五、六八〇
五八、七一〇	五五、六八〇
五八、二九〇	五五、六八〇
五八、四七〇	五五、六八〇
五八、六五〇	五五、六八〇
五八、八三〇	五五、六八〇
五八、〇一〇	五五、六八〇
五八、一九〇	五五、六八〇
五八、三七〇	五五、六八〇
五八、五五〇	五五、六八〇
五八、七三〇	五五、六八〇
五八、九一〇	五五、六八〇
五九、〇九〇	五五、六八〇
五九、二七〇	五五、六八〇
五九、四五〇	五五、六八〇
五九、六三〇	五五、六八〇
五九、八一〇	五五、六八〇
六〇、〇〇〇	五五、六八〇
六〇、一八〇	五五、六八〇
六〇、三六〇	五五、六八〇
六〇、五四〇	五五、六八〇
六〇、七二〇	五五、六八〇
六〇、九〇〇	五五、六八〇
六一、〇八〇	五五、六八〇
六一、二六〇	五五、六八〇
六一、四四〇	五五、六八〇
六一、六二〇	五五、六八〇
六一、八〇〇	五五、六八〇
六一、九八〇	五五、六八〇
六二、一六〇	五五、六八〇
六二、三四〇	五五、六八〇
六二、五二〇	五五、六八〇
六二、七〇〇	五五、六八〇
六二、八八〇	五五、六八〇
六三、〇六〇	五五、六八〇
六三、二四〇	五五、六八〇
六三、四二〇	五五、六八〇
六三、六〇〇	五五、六八〇
六三、七八〇	五五、六八〇
六四、〇〇〇	五五、六八〇
六四、一八〇	五五、六八〇
六四、三六〇	五五、六八〇
六四、五四〇	五五、六八〇
六四、七二〇	五五、六八〇
六四、九〇〇	五五、六八〇
六五、〇八〇	五五、六八〇
六五、二六〇	五五、六八〇
六五、四四〇	五五、六八〇
六五、六二〇	五五、六八〇
六五、八〇〇	五五、六八〇
六六、〇〇〇	五五、六八〇
六六、一八〇	五五、六八〇
六六、三六〇	五五、六八〇
六六、五四〇	五五、六八〇
六六、七二〇	五五、六八〇
六六、九〇〇	五五、六八〇
六七、〇八〇	五五、六八〇
六七、二六〇	五五、六八〇
六七、四四〇	五五、六八〇
六七、六二〇	五五、六八〇
六七、八〇〇	五五、六八〇
六八、〇〇〇	五五、六八〇
六八、一八〇	五五、六八〇
六八、三六〇	五五、六八〇
六八、五四〇	五五、六八〇
六八、七二〇	五五、六八〇
六八、九〇〇	五五、六八〇
六九、〇八〇	五五、六八〇
六九、二六〇	五五、六八〇
六九、四四〇	五五、六八〇
六九、六二〇	五五、六八〇
六九、八〇〇	五五、六八〇
七〇、〇〇〇	五五、六八〇
七〇、一八〇	五五、六八〇
七〇、三六〇	五五、六八〇
七〇、五四〇	五五、六八〇
七〇、七二〇	五五、六八〇
七〇、九〇〇	五五、六八〇
七一、〇八〇	五五、六八〇
七一、二六〇	五五、六八〇
七一、四四〇	五五、六八〇
七一、六二〇	五五、六八〇
七一、八〇〇	五五、六八〇
七二、〇〇〇	五五、六八〇
七二、一八〇	五五、六八〇
七二、三六〇	五五、六八〇
七二、五四〇	五五、六八〇
七二、七二〇	五五、六八〇
七二、九〇〇	五五、六八〇
七三、〇八〇	五五、六八〇
七三、二六〇	五五、六八〇
七三、四四〇	五五、六八〇
七三、六二〇	五五、六八〇
七三、八〇〇	五五、六八〇
七四、〇〇〇	五五、六八〇
七四、一八〇	五五、六八〇
七四、三六〇	五五、六八〇
七四、五四〇	五五、六八〇
七四、七二〇	五五、六八〇
七四、九〇〇	五五、六八〇
七五、〇八〇	五五、六八〇
七五、二六〇	五五、六八〇
七五、四四〇	五五、六八〇
七五、六二〇	五五、六八〇
七五、八〇〇	五五、六八〇
七六、〇〇〇	五五、六八〇
七六、一八〇	五五、六八〇
七六、三六〇	五五、六八〇
七六、五四〇	五五、六八〇
七六、七二〇	五五、六八〇
七六、九〇〇	五五、六八〇
七七、〇八〇	五五、六八〇
七七、二六〇	五五、六八〇
七七、四四〇	五五、六八〇
七七、六二〇	五五、六八〇
七七、八〇〇	五五、六八〇
七八、〇〇〇	五五、六八〇
七八、一八〇	五五、六八〇
七八、三六〇	五五、六八〇
七八、五四〇	五五、六八〇
七八、七二〇	五五、六八〇
七八、九〇〇	五五、六八〇
七九、〇八〇	五五、六八〇
七九、二六〇	五五、六八〇
七九、四四〇	五五、六八〇
七九、六二〇	五五、六八〇
七九、八〇〇	五五、六八〇
八〇、〇〇〇	五五、六八〇
八〇、一八〇	五五、六八〇
八〇、三六〇	五五、六八〇
八〇、五四〇	五五、六八〇
八〇、七二〇	五五、六八〇
八〇、九〇〇	五五、六八〇
八一、〇八〇	五五、六八〇
八一、二六〇	五五、六八〇
八一、四四〇	五五、六八〇
八一、六二〇	五五、六八〇
八一、八〇〇	五五、六八〇
八二、〇〇〇	五五、六八〇
八二、一八〇	五五、六八〇
八二、三六〇	五五、六八〇
八二、五四〇	五五、六八〇
八二、七二〇	五五、六八〇
八二、九〇〇	五五、六八〇
八三、〇八〇	五五、六八〇
八三、二六〇	五五、六八〇
八三、四四〇	五五、六八〇
八三、六二〇	五五、六八〇
八三、八〇〇	五五、六八〇
八四、〇〇〇	五五、六八〇
八四、一八〇	五五、六八〇
八四、三六〇	五五、六八〇
八四、五四〇	五五、六八〇
八四、七二〇	五五、六八〇
八四、九〇〇	五五、六八〇
八五、〇八〇	五五、六八〇
八五、二六〇	五五、六八〇
八五、四四〇	五五、六八〇
八五、六二〇	五五、六八〇
八五、八〇〇	五五、六八〇
八六、〇〇〇	五五、六八〇
八六、一八〇	五五、六八〇
八六、三六〇	五五、六八〇
八六、五四〇	五五、六八〇
八六、七二〇	五五、六八〇
八六、九〇〇	五五、六八〇
八七、〇八〇	五五、六八〇
八七、二六〇	五五、六八〇
八七、四四〇	五五、六八〇
八七、六二〇	五五、六八〇
八七、八〇〇	五五、六八〇
八八、〇〇〇	五五、六八〇
八八、一八〇	五五、六八〇
八八、三六〇	五五、六八〇
八八、五四〇	五五、六八〇
八八、七二〇	五五、六八〇
八八、九〇〇	五五、六八〇
八九、〇八〇	五五、六八〇
八九、二六〇	五五、六八〇
八九、四四〇	五五、六八〇
八九、六二〇	五五、六八〇
八九、八〇〇	五五、六八〇
九〇、〇〇〇	五五、六八〇
九〇、一八〇	五五、六八〇
九〇、三六〇	五五、六八〇
九〇、五四〇	五五、六八〇
九〇、七二〇	五五、六八〇
九〇、九〇〇	五五、六八〇
九一、〇八〇	五五、六八〇
九一、二六〇	五五、六八〇
九一、四四〇	五五、六八〇
九一、六二〇	五五、六八〇
九一、八〇〇	五五、六八〇
九二、〇〇〇	五五、六八〇
九二、一八〇	五五、六八〇
九二、三六〇	五五、六八〇
九二、五四〇	五五、六八〇
九二、七二〇	五五、六八〇
九二、九〇〇	五五、六八〇
九三、〇八〇	五五、六八〇
九三、二六〇	五五、六八〇
九三、四四〇	五五、六八〇
九三、六二〇	五五、六八〇
九三、八〇〇	五五、六八〇
九四、〇〇〇	五五、六八〇
九四、一八〇	五五、六八〇
九四、三六〇	五五、六八〇
九四、五四〇	五五、六八〇
九四、七二〇	五五、六八〇
九四、九〇〇	五五、六八〇
九五、〇八〇	五五、六八〇
九五、二六〇	五五、六八〇
九五、四四〇	五五、六八〇
九五、六二〇	五五、六八〇
九五、八〇〇	五五、六八〇
九六、〇〇〇	五五、六八〇
九六、一八〇	五五、六八〇
九六、三六〇	五五、六八〇
九六、五四〇	五五、六八〇
九六、七二〇	五五、六八〇
九六、九〇〇	五五、六八〇
九七、〇八〇	五五、六八〇
九七、二六〇	五五、六八〇
九七、四四〇	五五、六八〇
九七、六二〇	五五、六八〇
九七、八〇〇	五五、六八〇
九八、〇〇〇	五五、六八〇
九八、一八〇	五五、六八〇
九八、三六〇	五五、六八〇
九八、五四〇	五五、六八〇
九八、七二〇	五五、六八〇
九八、九〇〇	五五、六八〇
九九、〇八〇	五五、六八〇
九九、二六〇	五五、六八〇
九九、四四〇	五五、六八〇
九九、六二〇	五五、六八〇
九九、八〇〇	五五、六八〇
一〇〇、〇〇〇	五五、六八〇

備考

年金の額の計算の基礎となつて
別表第二の仮定給料の額が九、四六〇
円に満たないときは、その仮定給料の
額に一・三三分の一・四四を乗じて得
た金額（一〇円に満たない端数がある
ときは、これを四捨五入して得た金額）
をこの表の仮定給料とする。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三の一

別表第三の二 の仮定給料	第一欄	第二欄
一〇、三三〇円	七三〇円	一、二九〇円
一〇、六〇〇	七五〇	一、三三〇
一〇、八五〇	七七〇	一、三六〇
一一、二〇〇	七九〇	一、四〇〇
一一、四〇〇	八一〇	一、四四〇
一一、八一〇	八四〇	一、四八〇
一二、九八〇	八八〇	一、五四〇
一三、三八〇	九二〇	一、六二〇
一三、五七〇	九七〇	一、七〇〇

一四、一八〇	一、七七〇
一四、七三〇	一、八五〇
一五、三七〇	一、九三〇
一五、七六〇	一、九八〇
一六、一四〇	二、〇二〇
一六、五八〇	二、〇七〇
一七、二二〇	二、一五〇
一七、七四〇	二、二二〇
一八、二五〇	二、二八〇
一八、八六〇	二、三六〇
一九、四八〇	二、四三〇
二〇、一〇〇	二、五二〇
二〇、八三〇	二、六〇〇
二一、六八〇	二、七一〇
二二、二〇〇	二、七八〇
二二、九〇〇	二、八七〇
二三、五七〇	二、九五〇
二四、二七〇	三、〇二〇
二五、二七〇	三、〇八〇
二六、二九〇	三、一六〇
二七、六六〇	三、二八〇
二九、九四〇	三、四六〇
三〇、六七〇	三、五七〇
三一、七三〇	三、六五〇
三二、三四〇	三、七四〇
三三、三四〇	三、八三〇
三四、一四〇	三、九二〇
三五、〇三〇	四、〇〇〇
三五、九五〇	四、〇八〇
三七、七五〇	四、一七〇
三九、五六〇	四、二七〇
四〇、〇三〇	四、三六〇
四〇、五二〇	四、四四〇
四一、五二〇	四、五二〇
四二、〇三〇	四、六〇〇
四二、五二〇	四、六八〇
四三、〇三〇	四、七六〇
四三、五二〇	四、八四〇
四四、〇三〇	四、九二〇
四四、五二〇	五、〇〇〇
四五、〇三〇	五、〇八〇
四五、五二〇	五、一六〇
四六、〇三〇	五、二四〇
四六、五二〇	五、三二〇
四七、〇三〇	五、四〇〇
四七、五二〇	五、四八〇
四八、〇三〇	五、五六〇
四八、五二〇	五、六四〇
四九、〇三〇	五、七二〇
四九、五二〇	五、八〇〇
五〇、〇三〇	五、八八〇
五〇、五二〇	五、九六〇
五一、〇三〇	六、〇四〇
五一、五二〇	六、一二〇
五二、〇三〇	六、二〇〇
五二、五二〇	六、二八〇
五三、〇三〇	六、三六〇
五三、五二〇	六、四四〇
五四、〇三〇	六、五二〇
五四、五二〇	六、六〇〇
五五、〇三〇	六、六八〇
五五、五二〇	六、七六〇
五六、〇三〇	六、八四〇
五六、五二〇	六、九二〇
五七、〇三〇	七、〇〇〇
五七、五二〇	七、〇八〇
五八、〇三〇	七、一六〇
五八、五二〇	七、二四〇
五九、〇三〇	七、三二〇
五九、五二〇	七、四〇〇
六〇、〇三〇	七、四八〇
六〇、五二〇	七、五六〇
六一、〇三〇	七、六四〇
六一、五二〇	七、七二〇
六二、〇三〇	七、八〇〇
六二、五二〇	七、八八〇
六三、〇三〇	七、九六〇
六三、五二〇	八、〇四〇
六四、〇三〇	八、一二〇
六四、五二〇	八、二〇〇
六五、〇三〇	八、二八〇
六五、五二〇	八、三六〇
六六、〇三〇	八、四四〇
六六、五二〇	八、五二〇
六七、〇三〇	八、六〇〇
六七、五二〇	八、六八〇
六八、〇三〇	八、七六〇
六八、五二〇	八、八四

五三、四四〇三、七八〇	六、六八〇
五三、九五〇三、八三〇	六、七四〇
五五、九三〇三、九七〇	七、〇〇〇
五八、五六〇四、一五〇	七、三三〇
六一、一三〇四、三三〇	七、六四〇
六三、六八〇四、五一〇	七、九六〇
六五、二九〇四、六三〇	八、一六〇
六七、〇一〇四、七五〇	八、三八〇
七〇、三二〇四、九八〇	八、七九〇
七三、六六〇五、二二〇	九、二一〇
七五、三四〇五、三三〇	九、四二〇
七六、九七〇五、四六〇	九、六三〇
八〇、二八〇五、六八〇	一〇、〇三〇
八一、八〇〇五、七九〇	一〇、二三〇
八三、六〇〇五、九三〇	一〇、四五〇
八六、九二〇六、一六〇	一〇、八七〇
九〇、五三〇六、四一〇	一一、三二〇
九二、三九〇六、五四〇	一一、五五〇
九四、一五〇六、六七〇	一一、七七〇
九六、〇〇〇六、八〇〇	一二、〇〇〇
九七、七八〇六、九三〇	一二、二二〇
一〇一、三九〇七、一八〇	一二、六八〇
一〇五、〇〇〇七、四四〇	一三、一三〇
一〇六、七八〇七、五六〇	一三、三四〇
一〇八、六二〇七、七〇〇	一三、五八〇

備考

別表第二の二の仮定給料の額が一〇、三三〇円に満たないときは、その仮定給料の額に、一四四分の一〇・二を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一四四分の一八を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数がある

るときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

附則第十條中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。
（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第二條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三條の三第一項第五号中「昭和四十二年法律第八十三号」を「昭和四十二年法律第 号」に改める。

第三條の四第三項中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加え、「除く」及び第三項を「除く」、第二項及び第五項に改める。

第八條第二項を同条第三項とし、同条第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退職料の最短期間年限の年数が次の表の上欄に掲げる年数である退職年金条例の適用を受けていたもの（施行日前の条例在職年に係る年金条例適用期間以外の年金条例適用期間を有する者に限る。）のうち前項の規定に該当しない者が退職した場合において、その者の施行日前の条例在職年の年数と施行日以後の組合員期間の年数とを合算した年数が、同表の当該下欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

十八年未満

施行日前の条例在職年が九年未満である者	十九年
施行日前の条例在職年が十一年以上である者	十七年
施行日前の条例在職年が五年以上十一年未満である者	十八年
施行日前の条例在職年が五年未満である者	十九年

第四十一條中「九万四千九百四十四円」を「九万九千三百五十八円」に改める。

第五十五條第一項中「第八條第二項」の下に「及び第三項」を、「次に掲げる者」の下に「（第八條第二項の規定については、年金条例職員であつた者で施行日以後に組合員となつたものうち政令で定める者）」を加え、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項及び次条に定めるもののほか、第一項において準用する第八條第二項その他のこの法律の規定又は新法第八十条その他の新法の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第五十七條第四項中「第八條第二項」を「第八條第三項」に改め、同条第五項中「第二項」を「同条第三項」に、「第八條第二項」を「第八條第三項」に改め、同条第七項及び第八項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に改める。

第五十八條中「第二項」を「同条第三項」に、「第八條第二項」を「第八條第三項」に改め、「おいて準用する」の下に「第八條第二項若しくは」を加える。

第六十二條中「第八條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第三号及び」を「第三号並びに」に改める。

第九十五條第二項及び第三項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に改める。

第二百二十七條第一項及び第三項中「第五十五條第三項」を「第五十五條第四項」に改める。

別表第二中「三七〇、一〇〇円」を「三八九、四〇〇円」に、「二四七、一〇〇円」を「二五九、四〇〇円」に、「一六九、二〇〇円」を「一七八、四〇〇円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第三條 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第五項、第十四條第一項及び第三十三條第五項中「二年」を「三年」に改める。

附則（施行期日）

第一條 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、第二條中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八條、第五十五條、第五十七條第四項及び第五項、第五十八條、第六十二條並びに第二百二十七條の改正規定、第三條の規定並びに附則第三條及び第五條の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（多額所得による恩給組合法の退職料又は新法の退職年金の停止に関する経過措置）

第二條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）第三條第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合法の規定による退職料の支給につき適用される第二條の規定による改正後の施行法（以下「改正後の施行法」という。）第三條の三第一項第五号の規定により改正されたものとされた恩給組合法（大正十二年法律第四十八号）第五十八條ノ四第一項の規定に相当する恩給組合法の規定は、昭和四十三年九月三十日

についても、それとの均衡をはかるため、地方公務員災害補償法別表につき同様の改正を行なおうとするものであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

最近における社会経済の発達と科学技術の進歩に伴い、高層建築物、地下街等が急増する傾向にありますが、これらにかかる火災は特殊な態様を有し、一たび発生すると多大の損害をもたらすことが予想されるのであります。また、プロパンガス、石油類等の危険物品が近年ますます国民生活の中に浸透し、これらに起因する火災が多発しつつあるのであります。政府としてはこのような特殊な火災に対処する防災体制を整備するため、関係法令の改正についてかねてから種々検討してまいりましたのであります。その一環としてここに消防法及び消防組織法の一部について所要の改正を行なうことにいたしました。これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、高層建築物、地下街等における防火管理の徹底に関するものであります。管理についての権限が分かれていた高層建築物、地下街等における一体的な防火管理を確保するため、当該権限を有する者が相互間において防火管理上必要な事項についてあらかじめ協議して定めておかなければならないこととするほか、高層建築物、地下街等において使用するどん帳、カーテン等は、防火性能を有するものでなければならぬこととしていたしております。なお、これらの措置と関連して、防火管理者の業務に、「避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理」を加えることとしております。

第二は、消防機関の防災体制の整備に関するも

のであります。その一は、ガス、危険物等の漏洩、流出等の事故により危険が急迫している場合には、消防長または消防署長は火災警戒区域を設定し、火気の使用禁止、退去命令または出入の禁止制限の措置をとることができるとし、また、火災の現場において、消防職員または消防団員は、関係者に対し消火及び人命救助の活動に必要な情報の提供を求めることができることとしております。なお、消防本部を置かない市町村における予防警察を強化するため、常勤の消防団員に立ち入り検査権を与えることとしていたしております。その二は、消防機関の能力の向上をはかるため、消防署長の資格を政令で定めることとし、また、消防学校の教育訓練については消防庁が定める基準の確保につとめるべきこと等を定めております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○吉川委員長 以上で三案に対する提案理由の説明は終わりました。

なお、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案は、参議院の修正を経た議案でありますので、その修正の趣旨について説明を求めます。参議院議員船田譲君。

○船田参議院議員 ただいま議題となつております消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案のうち、参議院における修正部分について、修正の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

消防組織法に対する政府改正案は、市町村の消防機関に関する現行規定のうち、消防職員及び消防団員の訓練機関について当該規定を削除したることとしておりますが、市町村消防をたてまえる現在の消防制度のもとにおきましては、市町村は訓練機関を設置することができざるを規定しておくことが必要であると考えるのであります。この趣旨によりまして、修正案は、消防組織法第二十六条の改正規定を修正し、市及び町

村は、消防職員及び消防団員の訓練を行なうために訓練機関を設置することができざるを規定し、これに伴い、同法第四条の四の改正規定についても消防大学校は、市町村の訓練機関に対し必要な技術的援助を行なうよう修正いたしましたのであります。以上が、参議院における修正の趣旨及びその内容であります。

何とぞ御賛同を賜るようお願いいたします。

○吉川委員長 以上で修正の趣旨説明は終わりました。

○吉川委員長 次に、昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 まず、大臣がおられますから、大臣の都合もあるでしょうから大臣にお尋ねいたします。

今回恩給法の改正がございまして、いわゆる満州から日本に移りました人たちに對して、恩給の期間通算をするという修正がなされました。地方公務員等共済組合につきましても、当然この措置は恩給法の改正に準じて行なわれるべきものと思ひますが、大臣の御所見をまず承りたいと思ひます。

○赤澤国務大臣 当然そうなるというふうに考えており、しなければならぬと考えております。

○山口(鶴)委員 大臣の明快な答弁をいただきましてから、その点は了承いたします。

現在地方公務員等共済組合法の審議が行なわれておりますから、いまの大臣の御意見はわかりました。当然その御意見を反映して、今国会においてこの問題は処理すべきだと思ひますが、そういう方向に委員会が行った場合は、自治省としても当然御異存はないと思ひますが、その点はいかが

でしょうか。

○赤澤国務大臣 これは、政府全体としては、御案内のとおり、いろいろ異論はあつたわけでございますけれども、一応御案内のとおりその筋がままりましたので、自治省としては、特に自治省の立場から異論を申し述べる筋合いではございませんので、ただいま申しましたように運びたいと考えております。

○山口(鶴)委員 了解しました。

それでは事務的な問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、今回の改正の趣旨は、本年の十月以降、恩給法の改正に伴いまして、地方公務員に對して同様の措置を行なうというのが主たる内容のようでありまして、これによりまして、恩給ベースの改定に伴いまして、当然地方公務員等共済組合のベースも変わるわけでありまして、今度は一体何円ベースになるわけでありまして、

○長野政府委員 二万八千八百円ベースということになります。

○山口(鶴)委員 昨年も共済組合法の改正を行ないましたが、その際は何円ベースから何円ベースになったわけですか。

○長野政府委員 二万四千円ベースから二万六千四百円ベースになったのでございます。

○山口(鶴)委員 当時、きわめて若干だつたと思ひますが、これに該当する方が地方公務員等共済組合の組合員の方にもございまして、その改正に伴いますいわゆる退職年金の増額は、昨年の場合幾らぐらひだつたわけでしょうか。

○長野政府委員 昨年の場合はいま手元に資料を持っておりませんので後ほど御説明申し上げますが、今回の場合について申し上げますと、四十三年度におきまして、年金額の改定によりまして増加する費用は六千三百万円でございます。平年度に直しますと一億五千万円程度になります。また、いまちょっと御説明が不十分でございますが、共済組合法の施行日前に給付事由の発生したもののについての額がそういうことでござい

二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 第二十三号の二の規定による火災の使用の禁止、退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかつた者

(消防組織法の一部改正)

第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「制度」を「防火管理その他火災予防の制度」に改め、同条第五号中「及び第九号第四号」を削る。

第四条の四第三項中「又は消防職員及び消防団員の訓練機関」を削る。

第十四条の三

消防長及び消防署長は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

第二十六条中「訓練を行ふ」を「教育訓練を行なう」に改め、同条に次の二項を加える。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行なうために消防学校を設置することができる。

消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

第二十六条の二中「消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関」を「又は消防学校」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八号の次に二条を加える改正規定及び第二条中消防組織法第十四条の三の改正規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の消防法第八号の

第一類第二号 地方行政委員会議録第二十五号

三の規定は、同条に係る改正規定の施行の際現に使用する同条の物品については、適用しない。

3 消防組織法第十四条の三の改正規定の施行の際現に市町村の消防署長の職にある者は、第二条の規定による改正後の同法第十四条の三第二項に規定する消防署長の資格を有するものとみなす。

理由

最近急増している高層建築物、地下街等における防火管理の徹底を期するとともに、ガスの漏えい等により火災の発生が切迫している場合において警戒区域を設定する等防災体制の整備をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

(消防組織法の一部改正)
第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「制度」を「防火管理その他火災予防の制度」に改め、同条第五号中「及び第九号第四号」を削る。

第四条の四第三項中「又は消防職員及び消防団員の訓練機関」を削る。

第十四条の三

消防長及び消防署長は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

第二十六条中「訓練を行ふ」を「教育訓練を行なう」に改め、同条に次の二項を加える。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行なうために消防学校を設置することができる。

市。は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行なうために消防学校を設置することができる。

消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

第二十六条の二中「消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関」を「又は消防学校」に改める。

赤澤國務大臣 ただいま議題となりました昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

政府は、恩給の年額を増額するため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っておりますが、これに伴い地方公務員の退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずる必要があります。このほか、退職年金条例等の適用を受けた組合員の退職年金の受給資格の特例につき所要の改善措置を講ずる等の必要があります。これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、昭和四十二年度において実施いたしました地方公務員等共済組合法の規定による退職年金等の年額の引き上げ、すなわち、いわゆる二万円ベースの給料により算定した額の三・二%増額の措置につきまして、今回その率を改め、四・四%とすることとしたのであります。なお、地方公務員等共済組合法の施行日前の期間を基礎として算出する部分につきましては、七十歳以上の者は五四・二%から六二・二%へ、六十五歳以上七十歳未

満の者並びに六十五歳未満の妻、子及び孫は四四・二%から五四・二%へ、それぞれ増額した額に引き上げることとしております。

増加恩給の額が引き上げられることに伴い、地方公務員等共済組合法の規定による公務上の廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとしております。

第三は、地方公務員共済組合の組合会の議員並びに地方公務員共済組合及び同連合会の役員任期を二年から三年に延長することとしております。

第四は、地方公務員等共済組合法の施行の日以前である昭和三十七年十一月三十日に退職年金条例の適用を受けていた地方公務員共済組合の組合員が退職した場合において、当該退職年金条例の適用を受けた退職年数に算入されない旧軍人の加算年その他の恩給法上の在職期間及び他の退職年金条例上の在職期間があるときは、これらの在職年数を含めて組合員期間が二十年未満であっても、国家公務員共済組合の取り扱いに準じ、退職年金の受給資格が得られるよう所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

地方公務員の公務上の災害にかかる障害補償につきましては、地方公務員災害補償法別表に定められた身体障害の程度に応じて補償がなされるのであります。最近において労働基準法及び労働者災害補償保険法による障害補償にかかる障害等級表が改正され、民間労働者が業務上の災害により精神又は神経系統の機能に障害を残し、服することのできる労働が相当な程度に制限されることとなる場合には、障害等級表の第九級の障害補償がなされることとされました。右に伴い、地方公務員に

以前に給付事由が生じた退職料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職料の支給年額は、従前の恩給組合条例の規定又は第二条の規定による改正前の施行法第三条の第三項第五号の規定の例により支給することができ、額を下ることはない。

2 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第 号）による改正後の恩給法第五十八条ノ四第一項の規定を適用する場合における改正後の施行法第七十三条第三項（同法第五十五条第一項、第七十三条第二項、第八十六条、第一百六条第二項及び第二百一十一条において準用する場合を含む）、第五十七條第七項及び第八項（同法第五十八條において準用する場合を含む）並びに第九十五條第二項及び第三項（同法第六六條において準用する場合を含む）の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の支給年額は、従前の例により支給することができ、額を下ることはない。

（更新組合員等に係る退職年金の受給資格に関する経過措置）

第三条 改正後の施行法第八條第二項（同法第五十五條第一項において準用する場合を含む）の規定は、当該規定に規定する者がこの法律の公布の日前に退職した場合については、適用しない。

（遺族年金又は廃疾年金の最低保障額の引上げに関する経過措置）

第四条 改正後の施行法第四十一条（同法第五十五條第一項において準用する場合を含む）及び別表第二の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

（組合会議員等の任期の延長に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現在に在職する地方公務員共済組合の組合会の議員及び役員並びに市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合

連合会の役員の任期については、第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第九條第五項、第十四條第一項及び第三十三條第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第六條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。
第二十三條中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

理由

昭和四十二年に実施した地方公務員等共済組合法に基づく年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、年金条例職員であつた組合員の退職年金の受給資格の特例につき所要の改善措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
別表第九級の項身体障害の欄に次の二号を加える。

- 一三 精神に障害を残し、服することができ、労務が相当な程度に制限されるもの
- 一四 神経系統の機能に障害を残し、服することができ、労務が相当な程度に制限されるもの

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

労働基準法及び労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、地方公務員に係る障害補償の額の算定の基礎となる身体障害の程度を

定める表の規定の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律

（消防法の一部改正）

第一条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「従事する職員」の下に「又は常勤の消防団員」を加える。

第四条の二第一項中「消防団員」の下に「消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。」を加える。

第八条第一項中「監督」の下に「避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第八条の二 高層建築物（高さ三十一メートルをこえる建築物をいう。次条において同じ。）その他政令で定める防火対象物で、その管理について権限が分かれてゐるもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。次条において同じ。）その管理について権限が分かれてゐるものうち消防署長若しくは消防署長が指定するものの管理について権限を有する者は、前条第一項に規定する消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項のうち自治省令で定めるものを、協議して、定めておかなければならない。

前項の権限を有する者は、同項の自治省令で定める事項を定めたときは、遅滞なく、その旨を所轄消防署長又は消防署長に届け出なければならない。

第八條の三 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用するどん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものは、政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならない。

第五章中第二十三條の次に次の一条を加える。

第二十三條の二 ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれがあるとき、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、消防署長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

前項の場合において、消防署長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて同項の職権を行なう消防吏員若しくは消防団員が現場にいないときは、消防署長若しくは消防署長から要求があつたときは、警察署長は、同項の職権を行なうことができる。この場合において、警察署長が当該職権を行なつたときは、警察署長は、直ちにその旨を消防署長又は消防署長に通知しなければならない。

第二十五條に次の一項を加える。

火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他命令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。第四十四條中第十三号を第十四号とし、第十

ます。それから、施行日後に給付事由の発生した

ものについて、年金額の改定によりまして増額す
べき費用は、四十三年度において二億五千万円、平
年度におきまして四億八千万円程度でございま
す。施行日前の一億五千万円といまの四億八千
三百万円を合計いたしまして、平年度の増加額は
六億三千三百万円程度に相なっております。

○山口(鶴)委員 それでは以前のほうはあとでお
知らせをいただきたいと思ひます。

○長野政府委員 昨年の分について申し上げま
す、四十三年度におきまして、いわゆる施行日前
の増額に伴いますものが一億九千万円、それから
施行日後の増額にかかりますものが五千二百万
円でございます。四十三年度におきましては合
計して一億六千万円でございます。これを平年
度に直しますと、いわゆる施行日前のものが二億
六千万円、施行日後のものが一億二千五百万
円でございます。平年度に直しますと、合計いた
しまして三億八千万円ばかりに昨年は相な
ったのであります。

○山口(鶴)委員 この昨年の三億八千万円のうち、
当然追加費用で本来理論的に見なければならぬ額
は幾らだったわけですか。共済組合の会計にその
責めを帰すべきではなくて、追加費用でもって措
置すべきものは昨年は幾らだったのでしょうか。
○長野政府委員 三億八千万円が平年度の所
要額でございますので、三億八千万八百万円ば
かりが追加費用と相なります。

○山口(鶴)委員 昨年は追加費用で見るときのもの
に対して追加費用で見なかったというところが当委
員会でも問題になったと思うのですが、今年の場合
合、当然追加費用で見なければならぬものにつ
いては一体どのような財源措置がござい
ますか、それをまずお尋ねをしたいと思います。

○鎌田説明員 昨年の追加費用に要します所要財
源につきましては、四十三年度の地方財政計画に
おきまして二百九十五億円を共済組合に関する経
費の財源措置の中に織り込んでございます。ま
た、今年度の分につきましては同じく三百七十四

億円の中に織り込んでございます。

○山口(鶴)委員 共済組合等の引き上げに伴う増
として地方財政計画に組み込んでおられる額がありま
すね。これを見ますと、地方公務員共済組合負担
金については、昨年度すでに改定された長期給付
財源率の平年度化に伴い二十九億円の増を見込
み、また、各共済組合の前年度における共済年金
の給付状況に基づき精算を必要とする追加費用に
ついて所要の改定を行ない、これに要する額約三
十億円を計上することにした。こうなっております
から、昭和四十二年の追加費用で見るときのもの
については昭和四十三年度の地方財政計画で見
ておるが、昭和四十三年度、今回法律改正に伴い
まして、十月以降増額される面についての追加費
用については、昭和四十三年度の地方財政計画に
は組んでいない、かようなものではないですか。
いまの公務員部長の答弁はちょっとおかしい
のじゃないかと思ひますが……。

○鎌田説明員 ちょっとあわてておりまして、
おっしゃるとおりでございます。精算方式でござ
いますので、四十三年度の三百七十四億円の中に
四十三年度の精算分が入っております、こういうこと
でございます。つしんで訂正いたします。

○山口(鶴)委員 そういふ点はきちっとしてもら
わねと困ると思うのです。当然追加費用で見ると
きのものはきちっと見ていただく。もしこれがいい
かげんでございまして、いわゆる財源率計算によ
って計算をいたしましたこの共済組合のいわば
積み立て金の中から本来負担すべきでない費用ま
で負担されるということになれば、それでなくて
も長期給付の掛け金が非常に高いということでも
組合員の間に非常な不満があるわけですね。であ
りますから、その点についてきちっとした財源措置
をやっていたらだかなければ、よけい組合員の人の
ちの不満は増すばかりだ、かように私は思うので
す。したがって昨年度の改定に伴います追加
費用については、昭和四十三年度の地財計画で
もって措置をしたということでございますか
ら、その点は了解いたしますが、本年度の改定分

につきましても、当然完全にこれを明年度の地財
計画で組んで、いわば共済組合の積み立て金に対
して不当なしわ寄せを来たすということのないよ
うに、これは強く要望いたしておきたいと思ひま
す。

そこで、次にお尋ねをいたしたいと思います
が、前々から共済組合の積み立て金の運用につ
きましては、組合員の方々の間から強い要望があ
つたと思ひます。この点、昨年の地方行政
委員会でも議論をせられまして、自治省として
この改善方について相当努力をしたと私も聞い
ておるわけですが、長期積み立て金の資産
運用についてどのような改善をされましたか。
特に昨年の十二月一日以降ですが、長期給付の掛
け金が非常に上がりました。これとの関連にお
きましてどのような運用に関する改善をされました
か。この点をお尋ねをいたしたいと思います。

○鎌田説明員 御指摘のとおりでございます。ま
して現在御案内のとおり長期経理資産の構成割合一
号、二号、三号あるわけでございます。一号は預
貯金、債券等にかかるとございまして、二号は預
金は不動産の取得、三号は組合員に対する貸し付け、
こういうことでございまして、この施行規程で定
めております割合は一号が百分の五十五以上、二
号が百分の二十以内、三号が百分の二十五以内、
こういうことに相なっておりますわけでございます
が、特にこの住宅貸し付け資金を拡充してまい
たい、いわゆる持ち家政策の一環ということでご
ざいまして、そういうことに力を置いてまいりた
いということ、かねがねからこの三号資産の限
度額を百分の四十五まで自治大臣の承認をもちま
して引き上げておったわけでございますが、これ
をさらに百分の五十に拡大をする、こういうこと
を行なったのでございます。

〔委員長退席 大石(八)委員長代理着席〕
それから、職員の住宅対策ということに私ども
一番重点を置いて考えてまいりたいと思っております
わけでございます。二号の不動産の取得の中
に、地方公共団体がいわゆる共済の資金というも
のを原資といたしまして不動産投資を行なう、
住宅投資を行なうわけでございますが、このワ
クの拡大もあわせてはかるということにいたしま
して、一号と二号の資産の構成割合、現在百分の五
十でございますが、これを百分の五十五まで引き
上げる、こういうことを考えておるわけございま
す。かたがた三号資産の貸し付け資金につきま
しては、たとえ地方職員共済の場合でございま
す、従来の貸し付けの利率が六分でございます
たのを五分七厘六毛に引き下げる、こういう措
置を講じましたり、それから償還年限の延長をは
かるなどの措置を講ずることによりまして万全の措
置を講じている次第でございます。

○山口(鶴)委員 運用につきましては、特に住宅
貸し付け等の面を中心といたしまして三号資産の
運用のワクを拡大し、また利率を六分から五分七
厘六毛に引き下げる等、相当改善された面につ
いては私も賛意を表するわけでありまして、
そこで、さらにこの際にお尋ねをいたしたいのは、
前々から遺族の範囲を拡大していただきたいとい
うこと、それから遺族年金受給規定の所得制限を
改善していただきたいということ、こういうことが
あったと思うわけでありまして、遺族の範囲の拡大
につきましましては、この法律の二条の一項の三号に
その規定がございまして、法律改正にまたなけれ
ばならないと思ひます。遺族年金受給規定の所得
制限については、法律改正をまたずして改正でき
ると思ひます。法律改正をまたずしてはどのよう
に改善をされましたか。

○鎌田説明員 前段の遺族の範囲の問題につ
いては、現行規定は御案内のとおり、主として
その生計を依存しておる、こういうことにな
っておりますわけでございます。この範囲を拡大する
ということにつきましては、法律問題に相なるわけ
でございます。この点につきましては、ひとり地
方公務員の共済組合だけでございまして、国
なりあるいは公共企業体の共済組合、こういう
ところとも関連する問題がございまして、現在関
係各省間で検討中でございますが、まだ成案を得

ておらない段階にございます。

それから、この扶養親族の所得制限の問題でございますが、これにつきましては、運用方針をもちましてとりあえず十萬八千円の所得制限を十一萬七千円に引き上げたわけでございますが、これの再引き上げということにつきましてはやはり関係各省間の共同歩調ということがございますので、現在なお検討中でございます。

○山口(鶴)委員 そうしますと、十一萬七千円にすでに引き上げたわけですね、これは。

○鎌田説明員 昨年の十二月に十一萬七千円に引き上げた次第でございます。

○山口(鶴)委員 その根拠は、一体どういう数字でこのような低額になっているのですか。年間十一萬七千円といえども月に直しまして一万円足らずということになると思うのですが、そういうたもので所得制限があるのではあまいにつれないと申しますか、せっかく公務員部ができたにかかわらず、公務員部ができた価値がないではないか、こう思うのですが、いかがでございますか。

○鎌田説明員 ちょっと根拠の資料をいま取り調べておりますので、暫時時間の御猶予をいただきたいと思いますが、この十萬八千円から十一萬七千円に引き上げましたのは、公務員部発足後の去年の十二月というところでございますので、その点をひとつ御了承願いたいと思います。

○山口(鶴)委員 その程度の引き上げなら、何も部がなくても上がったのではないかと思います。その程度の引き上げ方では部ができた値打ちがない、かように言っておるわけでありまして、ひとつ聞き違いのないようにお願いをいたしたいと思っております。根拠についてはあとでまたお知らせをいたさしましょう。

次に移ってお尋ねをしたいのですが、問題はこの二条に規定されました遺族の範囲の問題です。最近の状況を見ますと、地方公務員、都道府県の職員あるいは市町村の職員あるいは教職員といわず、共かせぎというのが私は現実の問題として非常にふえてきているのじゃないかと思えますね。御

主人が県庁の職員であり、奥さんが学校の先生である、あるいは御主人が高等学校の先生で奥さんが県庁の職員であるというような方が現実には相当多いと思うのです。

〔大石(八)委員長代理退席、委員長着席〕

ところが、このような方は、現実には全く掛け捨てになるのじゃないですか。そうでしょう。この二条によりまして、遺族は「死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの」ということになるわけでありまして、結局、御主人が年金をもらっておったが死亡された、奥さんは学校の先生をしておったということになれば、これはその際、扶養者御主人の死亡のときの被扶養者ではなかったわけでありまして、奥さんにとりましては遺族年金の対象に全くならないということになるわけであって、共かせぎの場合は、この遺族の範囲が非常にきついために現実的に非常に損をする、掛け捨てと同じような結果を来す、かように考えるわけでありまして、その点はいかがでしょう。

○鎌田説明員 この遺族の問題でございますが、ただいまの配偶者の場合でございますが、死亡当時のだんなさんの給料と奥さんの給料を比較いたしまして、奥さんの給料のほうがだんなさんの給料よりも低い場合は、その配偶者は遺族に該当する、こういうことはあるわけでございます。ただ、そうでない場合には、御指摘のような事例が生ずる、こういうことになるわけでございますが、これは非常に議論のあるところであらうと思えますけれども、この退職年金制度の本来の趣旨と申しますのが、遺族の生活の安定ということにございまして、いまのような所得制限の線の引き方の問題はございまして、ある程度やむを得ない面もあるのかなという感じがするわけでございます。

○山口(鶴)委員 共かせぎの方はこれからますますふえるだろうと私は思います。ところが、そうしますと、いまのような事例がそのまま法律で規定されて存在するということになりまして、私は

財源率計算にも当然そういうことを考慮しなければならぬのじゃないかという感じがいたします。こういって共かせぎの場合に對して、共かせぎの割合がどのくらいあり、いま公務員部長がお答えになったようなケースがどのくらいあるかということとは、財源率計算には入っていないのじゃないですか。入っていないとすれば、私は、掛け金計算にあたって考慮していない、想定のもとにこの掛け金をきめるということになると問題だと思えますけれども……。

○鎌田説明員 遺族の数は把握いたしておるわけでありまして、ただいま御指摘になりました、たとえば共かせぎの場合の給与が、だんなさんのほうが多いもの、こういってその資料までは実はつかんでおらないわけでございます。この点は将来の問題といたしまして、早急に資料の整備をいたしたいと考えておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 私は、財源率計算がただいまのような点を考慮しないでなされておるとすれば、当然法律を財源率計算の根拠に合わせるべきじゃないか、かように思うのですが、そういうお気持ちにはありませんか。そうでなければこれはおかしいです。

○鎌田説明員 ただいま申し上げましたように、いわゆる遺族の数、これに對応するものには財源率の計算はなっておるわけでございますが、この夫婦共かせぎの場合の、だんなさんのほうの給与よりも奥さんのほうの給与が多い、こういって数字まではつかんでおらないというところでございまして、それがはたして財源率にどういう影響を及ぼすのか、これはいまの資料をもう少し集めましたところで見当をつけなければならぬというふうなことを考えておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 この点は、やはり私は現在の経済組合の一つの欠陥ではないか、かように存じます。

〔委員長退席、大石(八)委員長代理着席〕
せっかく低い給与の中から月々相当額の掛け金をかけておりまして、現実には掛け捨てに近い状態に

なる。しかも財源率計算ではそういうものは考慮していないということになれば、当然改めるべきだ、特にこの遺族の範囲を規定いたしました二条三項については早急に検討すべきである、かように思います。次官、どうでしょうか。こういって矛盾点は私は漸次改善すべきだと思ふのですが、日ごろからたいへん前向きに御答弁をされておられます政務次官の御答弁をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○細田政府委員 おっしゃる限りではたいへんごもつともな御意見なんです、掛け金の計算にそういうことを入れるべきだということでしょうが、なかなかむずかしい問題を含んでいると思えます。と申しますことは、もとより、先ほど公務員部長がお答えいたしましたように、遺族の方々の生活のめんどうを見るといいますか、遺族の方々の生活のめんどうを見たいというふうか、そういう趣旨がこの扶助料といえますか遺族に対するものでございまして、極端に言いますと、対象の遺族の非常に多い方は、極端に言えば遺族のない方もあるわけでございます。遺族のある方もある。ある程度その意味での不公平というふうなもののは起こり得ると思えます。

ただ、おっしゃる通りに、共かせぎが非常にふえてきておる。そういうものについては、実態をもう少しつかまえて検討していかなければならぬ問題だと思えます。しかし、もとより、こうした社会保険制度でございますから、いろいろな角度から検討しなければならぬ点はまだほかにもあるのじゃないかというふうなふうに思うわけでございます。私どもはやはり実態をつかんで実情に合うようにしていく、こういう方向でいかなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 やはり実態に合わせて制度自体を改善をしていくということは今後とも必要ではないか、かように存じます。小委員会等もございまして、またそこで検討するとして、一応この議論はここでおいとおきたいと思えます。

〔大石(八)委員長代理退席、委員長着席〕

短期給付について若干お尋ねをいたしたいと思
うのですが、前々から当委員会におきまして、短
期給付の掛け金率が非常に高いものがある、し
ば問題になるわけでありまして、青森県のごと
きは掛け金率が千分の五十五という異常に
高い掛け金率になっている。この上限について何
らかの改善措置をすべきではないのかというこ
とは、当委員会ではしばしば問題になった点であ
ります。根本的な改善の方法としては、短期給付に
ついては、国庫負担を百分の二十導入すべきであ
るといふことはしばしば主張されました。また委員
会の附帯決議等におきまして、そういう趣旨の附
帯決議がなされた経過もございます。どうでしょ
うか、この千分の五十五という異常に高い
短期給付の掛け金率——五十五といわねども千分
の五十というところではほかにもございます
し、四十をこえている地域もいろいろあるわけ
です。こういったものについて何らかの改善をなさ
れるおつもりはあるのか、改善するとすればどの
ような具体的な方法でこれを改善しようとしてお
るのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

○鎌田説明員 短期給付の掛け金率の高いもの
があるのは御指摘のとおりでございます。この点に
つきましては、おそらく従来ともいろいろの議論
があったのであらうと思うわけでございますが、
特に市町村共済の場合でございますと、市町村の
中で、たとえば都でございますと、大都市でござ
いますと、あるいは中都市と申しますか、こ
ういったところがそれぞれの共済、あるいは都市
の場合でございますと都市共済といったもので
抜けておるかどうなっておりますわけございま
す。これは、たとえば府県の場合の地方職員共済
のように、おそらく全国一本ということになりま
す。短期給付の掛け金率というものはおのずか
ら妥当な線にまいるのではないかと。基本的にはこ
ういふ組織の問題があるかと思ひます。ただ、基本
的な組織の問題があるわけでございますが、これは
沿革的な理由等もございましてなかなか一朝一夕

にはいかない。こういうことになりまして、解決
の方法をいたしましては、ずばり端的に申しまし
て、二、三年前私どもが打ち出しましたいわゆる
調整交付金の考え方をとるか、あるいは公費負
担の道を開くかということになるのだからと思ひ
ます。ただ、お答えが前後いたしましたけれども、
この掛け金率の高いところというものを個々のケ
ースについて見てみますと、いろいろな事情がござ
います。たとえばかなり受診率が高い、あるいは
一件当たりの金額も高いといった、いわば歳出面
の要因もあるようでございます。

そこで、そういったいろいろな要素を勘案いた
しまして、私どもの考えをいたしましては、各共
済でいわば調整交付金の原資的なものを掛け金で
出してもらって、それをプールいたしまして、一
定の掛け金率をこえるものについて配分をする、
こういうことを打ち出したわけでございますけれ
ども、反対がございましてすんなりいかない。こ
ういうことで、その後私ども引き続いて検討を
いたしておるわけでございます。公費負担の問題
もひっくり返して検討をいたしておる段階でござ
います。

○山口(鶴)委員 どうも昨年の御答弁と全く前進
をしていないので残念に思うのですがね。しかも
自治省のほうでは折半負担を各地方団体に強要し
ていますね。とりあえず、そういった異常に高い掛
け金率を改善するためには、折半負担ではなし
に、公費負担のほうを多くしておくといいこと
によってこの掛け金率を下げるということ、現
実可能な案ではないですか。ところが、自治省の
ほうでは、片方の改善措置、公費負担のほうもい
ぬし、あるいはある程度調整をしていくというこ
とも全く前進しない。しかも、一方においては折
半負担を強要して、組合員の短期給付の掛け金率
を下げるどころか、上げるようなことをやってお
るのじゃないですか。これじゃ私は全くさかさま
ではないかという感じがするのです。とりあえず、
異常に高い地域については、折半負担でなしに公
費負担をふやして、そして組合員の負担を軽減す

るくらいのことをやった方がいいのじゃないです
か。

○鎌田説明員 私どもが短期給付につきまして
使折半ということ強く主張いたしておりました
は、これはたとえば三十七年八月の社会保障制度
審議会の意見でございますが、この意見におきま
して「社会保障制度の総合調整に関する基本方針
について」の答申および社会保障制度の推進に関
する「勧告」これでございますが、この中にござ
います、事業主の負担する部分が過度に多いことは問
題であって、労使折半の原則を貫くべきであり、
事業主の超過分は附加的な給付の財源として役立
てればよい、こういう勧告もございました。そ
ういう労使折半ということを強く主張をいたして
おるわけでございます。そういった中で現在の掛け
金率が高くなっております実情というものを、現在の
段階におきましては、青森県はじめ四、五県の限
られた団体でございまして、この実情をさらに
的確に把握いたしまして、万やむを得ないとい
うものにつぎましてどういう方策を考へるかとい
うことを煮詰めた、こういうふうにお考えを
第でございます。

○山口(鶴)委員 公務員部長がいま社会保障制度
審議会の答申を根拠にしてお答えになりました
が、私は、自治省あるいは公務員部長が総理府の
社会保障制度審議会の答申をたてるとは非
常に筋違いじゃないかという感じがするのです
が、それでよろしい。多くを言わなくてもわか
ると思うのですが、昭和四十三年三月一日の総理府社
会保障制度審議会の答申には、自治省のお気にさ
わるものが書いてあったのじゃないですか。にも
かわらず、ここでは対象になっておりません
から私は議論はしません、定年制についてであ
いような法律改正を出しているじゃないですか。
社会保障制度審議会の答申を無視しているのはま
さに自治省だといわなければなりません。自治省
が、短期給付の問題についてだけ社会保障制度審
議会の答申をたててとってございましてと言
うのは、たいへん筋違いだということを私はこの

際はずきり申し上げておきたいと思うのです。そ
うじゃないですか。とすればそういった社会保障
制度審議会の答申云々なんてことは言わずに、現
実に組合員の掛け金の負担が非常に高いものにつ
いては、もちろん国庫負担を導入することが一番
でありますけれども、それがまだ実現をしない過
程におきましては、自治省として可能な方法につ
いて最大限努力するということが必要じゃないか
というところを、私は指摘をいたしておきたいと思
います。

そこで、さらにお尋ねをしたいと思いますので
が、今度国民健康保険については、昭和四十三年
一月から家族について七割給付になりましたね。
ところが、この共済組合の短期給付につきま
しては、本人は十割給付であります、家族につ
いては依然として五割負担ではないですか。しかも短
期給付の掛け金については異常に高い。だれが考
えてもこれは筋が通らぬと思うのです。この家族
給付の改善については一体どうなんでしょうか。ま
た、そういう改善をするために、私は国庫負担
をすみやかに導入することが必要じゃないかと思
うのですが、この点はいかがでしょう。

○鎌田説明員 家族療養費の負担の軽減というこ
とにつきましては、付加給付の拡大という線で措
置するように指導いたしておるところでございま
す。また、現に付加給付なりあるいは互助会のい
わば繰り足しの給付と申しますか、といったよう
な形で現実には大多数の地方団体におきましては、
七割程度でございますか、差し引き二割程度の繰
り足しをやっておるといふのが実情でございま
す。
それからなお、立った機会に恐縮でございます
が、先ほどの十一万七千円の根拠の規定の答弁が
おくれしておりましたが、これは御案内のとおり、地
方公務員等共済組合法施行令第三条の規定によ
りまして、一般職給付法に規定する扶養親族の認定
の例に準じて自治大臣が定めるということにな
っておりまして、このいわゆる一般職給付法におき
まして扶養親族の認定の基準にいたしております

線をにらみながらこの十一万七千円というものを定めている、こういうことでございますので、えらいおそくなりましてけれども、追加して答弁させていただきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 たった九千円しか上がっていないのでしょ。この制度ができた結果がこの九千円だったというのでは、いかにもみすばらしいじゃないか。十万八千円から十一万七千円では九千円の差ですから、このようなことではたいへん不備だということを申し上げたいと思ひます。

一割に足らぬわけですね。九千円ではわずか九割程度じゃないかと思ひますが……(基礎が悪いのにはパーセントなんて議論できないじゃないか、話にならぬような金額の九割だ、それでは議論にならない)と呼ぶ者あり)この点につきましてはまた議論があると思ひますから、そういう意見が委員会全体の大勢であるということをよく公務員部も御承知をいただきたいと思ひます。

とにかく、この短期給付については問題が非常にあり過ぎると思ひます。付加給付でもってやっているというお話であります、それでは付加給付で現実には七割やっているとすれば全体の地方公務員等共済組合のうちの割合としては一体どのくらいですか。

○鎌田説明員 例を市町村共済の場合で申し上げますと、四十一年四月現在で付加給付を実施しておらない組合が七ございす。四十三年の四月現在におきましては二団体が未実施という状況でございます、あとは実施をいたしている、こういう状況でございます。

○山口(鶴)委員 公立学校共済その他全部含めてどのくらいあります。

○鎌田説明員 公立学校の場合、公立共済の場合でございますと、家族療養費につきましては四割の付加給付を行なっております。

○山口(鶴)委員 相当付加給付でもって改善をしているということならば、そういった現実にもう制度を合わせていいものではないですか。付加給付というようなものではないに、いわば医

療保険制度の最低の水準といわれる国保ですら七割給付ということになっておれば、当然法律の制度としてこの家族についても七割給付ということをしちつと書く時代になっているのではないかといいふうに思ひます。この点、現実にはそういう法律の制度を合わせていくということについては一体いかがでしょうか。

○鎌田説明員 おっしゃるとおりの意見もあると思ひます。片方におきまして、たとえば先般来民衆の社会保険制度審議会でございますかあたりで議論されております、厚生省あたりが出ております。医療費の抜本改正案におきましては、本人、家族を通じて七割、こういう線もあるようでございす。いづれにいたしましても、医療費あるいは医療給付、こういったものの抜本改正といひますので、そういった推移も見えぬわけながら、これは地方共済のみの問題ではないわけでございます、これは、なお引き続いて私も考えをまとめたいかなければならぬだろう、こういうふうにかえていく次第でございます。

○山口(鶴)委員 医療制度の抜本改正につきましては、これは非常に大きな問題がございまして、ここで議論をするのは避けたいと思ひますが、そういう議論が片方にあるから、現実にはこうであるのちゅうちゅうしているというの、私としてはまた苦しい話ではないかと思ひます。現実にはまた七割給付がほとんどの共済において行なわれておるとするならば、当然、現実にはその法律に適合していく、また医療制度の抜本改正についても、これは全般を通じて議論することでありまして、それはそれとして議論を進めるべきであつて、地方共済の実態として改めるべきものは改める、こういう対処のしかたがしかるべきじゃないかというふうに思ひます。次官、お話し中のようですが、その点どうですか。これも先ほどの話と同じく、家族の医療給付七割、現実にはすでにそうなっているのが大部分ですね。とすれば、これも法律において合わせるべきだと思ひますが、いか

がでしようか。

○細田政府委員 医療保険の抜本改正の問題は、実はそう長くはつたらかしておけない問題です。どういふ結論が出ましようとも、これは早急に解決していかなければならぬ問題であると思ひます。したがって、いま公務員部長が申しましたように、その問題との関連も十分考えなければいかぬということだと思ひますが、家族に対する給付につきましては切り離して考えますれば、お説のとおりだといふふうに思っております。

○山口(鶴)委員 お説のとおりだということは、そういう改善をするつもりだ、かように受け取つてよろしいわけですか。

○細田政府委員 つもりだといふところまではまいたらないのですが、七割にすべきだといふふうには思っておりますが、ただ私が前段に申し上げましたように、医療保険の抜本改正という機会がございす。その際、全般としてにらみ合せて、その一環として考えらるべきである、こういうふうにかえていく次第でございます。

○山口(鶴)委員 どうも最初の御答弁よりだいぶ後退いたしました、残念に思ひます。かりに医療制度の抜本改正——伝えられるものには私も賛成しがたいのでありますが、しかし、少なくとも最低を七割にしていこうということは、現在のこの家族医療給付五割ということから見れば、二割前進なのでありますから、本人のことは別として、とにかく七割という方向にいつていらないものを七割にする、これは何ら差しつかえない、かように思ふのです。さらにお尋ねすると、また答弁が後退すると困りますから、これはこれでやめておきましよう。また小委員会でも議論したいと思ひます。大蔵省の方がおらぬので、たいへんぐあいが悪いのですが、人事院の方が見えておりますからお尋ねしたいと思ひます。

昭和三十三年十月一日以来今日まで掛け金の算定の基礎となる給料月額額の最高限度が十一万円に

押えられております。すでに十年間十一万円の頭打ちというものが続いております。

そこでお尋ねをいたしたいと思ふのですが、なぜこういう制度がこの十年間も続いているのか。その間当然私は対象になります高級官僚と申します、そういう方々は、常識から言えばこれは不満であるはずだと思ふのです。ところが、そういう制度が十年間も続いたといふことの裏には、私はそのような不満を解決するほどの道が残されていいたのではないかと感じを持つわけでありす。人事院は毎年国会に年次報告を出しております。その中でありますが、昭和四十二年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書、これを拝見いたしますと、非常に多くの方が営利企業への就職を届け出まして承認をされているようでありまして、合計百二十三件に及んでおります。

そこで、お尋ねしたいと思ふのですが、この承認を受けておられます方々のうち、給料月額十一万円をこえる方が、この百二十三件のうちおよそどのくらいの割合でございすか。

○菅原説明員 百二十三件承認しておりますが、課長補佐以下が大体その額以下となるかと思ひますが、十三人課長補佐以下で承認したものがございす。課長補佐の場合に、私もども審査いたしておりますのは役員になる場合に限られてございす。したがって、残りの百十名がそれ以上の額になっております。

○山口(鶴)委員 それから、この営利企業への就職の承認を要するものは、つとめておりました職が、営利企業へ就職しようとする場合の当該の企業と非常に関係が深いものに限られるわけですね。でありますから、この十一万円以上の高級官僚の方で他の営利企業へ就職されます方々といふものは、これよりもはるかに多いのではないかと思ひますが、そういう件数については、人事院としては把握しておられますか。

○菅原説明員 在職中関係のありました国の機関となつておりますものについては、課長以上につきましては原則として人事院で審査をいたしてお

りますけれども、課長補佐以下の方で営利企業に一般職員として就職いたします場合には、各省庁に権限が委任してございまして、その関係で各省庁で承認した分の数は一応把握してございまして、四十二年で申し上げますと二百六十五件になってございまして。

○山口(鶴)委員 それでは人事院が、承認を求められたものに対してノーと言った件数は、昭和四十二年の場合一体何件ございましてか。

○菅原説明員 昭和四十二年一年間に受理した件数は、いまお話がございましたとおり百二十二件ございまして、前年度から繰り越されましたものが三件ございまして、百二十五件のうち四十二年に承認いたしましたのが百二十三件、二件だけ正式に承認をしております。しかし、実際には、法律にもございましておりに、当該承認申請は、所轄庁の申し出によりまして、一応各省庁におきまして審査してこちらに持ってきてまいりますが、その段階におきまして、疑問のケースにつきましては私ども協議してございまして、その段階で不承認にいたしましたのが二十四件ばかりございまして。

○山口(鶴)委員 一般社会の批判として、人事院のそういった承認の基準が甘過ぎるのではないかと、いう批判があることは、人事院自体も御存じかと思ひます。現に昭和四十二年では百二十五件のうち百二十三件を承認し、ノーと言ったのが二件しかない。しかもそれ以外に、人事院まで持ってきたないで、当該官庁限りで営利企業へ移った方が二百六十五件もあるということになりますと、この二百六十五件の中にも問題があるのじゃないかという素朴な国民の疑問があると存じます。ともあれ、合計いたしますと、昭和四十二年、三百八十八件官庁から営利企業へ、転職をなされたということだと思ひます。その大部分が課長補佐以上といひますか、十一万円以上の方が相当の部分占めて、すなわち私は、そういうところに、何か官庁と営利企業との間に癒着があるんじゃないか、いけば高級官僚の方を受け入れるような、これは中

小企業じゃ無理でしょうから、大きな企業だと思ひますが、そういう企業と官庁との間にくされ縁があるのじゃないか、あえて言うならば、黒い霧があるのじゃないかというような批判が国民の間にあると思うのです。といたしますと、そういった国民の疑惑を晴らすためには、さらに人事院がこれらの承認にあたって厳格な審査をやつていただくということが私は改善の一つだろうと思ひます。同時に、これに対して、いわばこの十一万円頭打ちというもので、勤務年数等も考えれば、退職年金として支給されるのが三分の一ですから、せいぜい四万円足らずということになるわけです。現在の物価高の中では、こういう退職年金で老後の生活を保障するというわけには私はま

いらぬと思ひます。ですから、一つにはこの十一万円の頭打ちというものを取つていくといひますか、もう少し天井を上げると申しますか、といひことも、私はいま申し上げたような国民の疑惑を晴らすための一つの方策ではないかという感じがいたすわけでありまして。こういう点について、人事院の感想はどうでしょうか。

○菅原説明員 ただいま先生から、くされ縁があるというようなお話でございまして、私どものほうの審査の方針といたしましては、在職中に少なくとも具体的な職務関係があるというものにつきましては承認をしないということを進めてございまして、それにつきましてもいろいろ御批判もいただいておりますので、今後さらに厳重に審査を続けてまいりたいと思ひます。

なお、あとの問題でございまして、この点につきましては主管が違ひますので、意見は差し控えてさせていただきますと思ひます。

○山口(鶴)委員 どうも大蔵省の方がお見えになつておられないので、聞くのに困るのですが、政務次官にお尋ねしましょう。

そういう営利会社のほうへ転職される方が、年間に三百数十名にものぼつてゐる。あわせて、いわゆる狭義の公社公団、それから広い意味での公社公団がございまして、そういうものに天下り

すると申しますか、そういう方々の数は相当多くのぼつてゐるということも事実です。私の調査によりますと、狭義の公社公団ですと、国有鉄道、専売公社、電電公社のいわゆる三公社と、それから住宅公団をはじめとする十四の公団常勤役員の数が百七十六名であります。このうち、ずばり公務員から直接ストレートにこの常勤役員に就職をいたしました方の数が現在八十二名、この方の中には、国家公務員退職後その他に就職いたしましたから、この公団の常勤役員になつた方は除いておられます。ですから、かつて公務員であつた人の数ということになれば、もっとこれは高い率になることは明らかであります。どうですか、私は政治家としての政務次官にお尋ねをしたいと思ひますが、営利会社のほうにこのように多数いわば天下りする、そういう大きな道が開けてゐる。それからまた、狭義の公社公団について、ストレートに国家公務員から常勤役員になつた方が、公団の常勤役員のうちの半分を占めてゐる。広義の公社公団の方を含めればもっと大きな数にのぼると思ひます。こういったようなことがどうなん行な

われるということは、私は決して好ましいことではないと思ひます。しかし、そうだからといって、公務員の人たちだつて生活をしなければならぬわけですね。ですから、やはりそういうことを考へてまいりました場合に、何かこの十一万円の頭打ちというものが、営利企業あるいは公社公団への天下りをどんどん奨励してゐる、そういう一つの根拠といひますか、理屈といひますか、そういうものになつてゐるという感じが私は持つのであります。次官としてそういう状態に対してどのような御感想を持ち、また、この十一万円の頭打ちというものについて、これが十年間も据え置かれたというものについて、当然これを改善すべきでないかということについても、次官としてのお考え方をひとつお示しをいただきたいと思ひます。

○細田政府委員 役人も、いまお話しになりましたように、生活をしていかなければなりませんし、

役所をやめるころには、子供が学校に行くとか、嫁入りをするとか、いろいろございまして、やはり生きる道がなければならぬことは申し上げるまでもない、御指摘のとおりでございまして。民間の会社へいわゆる天下りをするという問題につきましては、先ほど人事院から答弁がございましたが、これはもう審査を、いままでも厳重にやつておられると思ひますが、これは厳重にやるべきことであると思ひます。ただ、関係のないところへ入られるので、何かおかしいのじゃないかという御議論に対しては、私はいろいろ実際の状況も知つておりますので、個人的な関係で入るとか、いろいろなことがございまして、それは実はあまり問題ないのじゃないか、かように思ひます。公社公団につきましては、これは私は行き過ぎがあつてはいけません。現在がどうであるかといひことについては、いろいろ議論があると思ひます。何かたらい回しみたいなきことがあつたりな

んかといひことは、私は非常にいかぬと思ひます。ただ、公社公団の性格からいまして、公務員である経験を大いに生かし得るという場面も、私はいい面もあると思ひます。ですから、これは、全然そういうところへ入つちやいかぬとかなんといひことは必ずしも当たらないのじゃないか、かように思つております。

なお、上限の十一万というもので押えるということが長く続いておりましたが、実はこの点は、昔は恩給なり年金なりでゆうゆう自適してやれるというふうな事態が、安定しておりました時代にはあつたことはもう御承知のとおりでございまして、で、得べくんば、長い間国家公務員あるいは地方公務員としておつとめになつた方々はそのうちあることが望ましいと思ひます。そういう状況には実は日本の現在の状況はほど遠いから、こうになつておりました、恩給、年金をいただくことも、何か仕事をしないと、出費多端のおりでやつていけないという事例がもうございまして、むしろそれが通常の状況になつております。こういう事態でございまして、この十一万というもの

につきましても、長い間固定をいたしておりますから、これはもう考えなければならぬ時期に来ておると思いますが、他面これは、実は少々上げましても、やはりいまの三分の一といったようなことでございまして、上げることは私、必要だと思っておりますが、それだけで全部いまいおつしやうた問題が解決できるかどうかということには、若干の疑問を持ちます。問題は、むしろそれよりも低いところにあるのじゃないか。最低保障というようなものについて考えることのほうがむしろより重要で、先決問題ではなからうかという感じを、私率直に申しまして持つておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 次官の御所見は、おおむね私もそのとおりだと思います。ですから、私は一つだけ特効薬だとは思いません。営利企業にすぎり関係ある役職の方が天下りするということは、これはたいへんいかぬことでありますから、これについては人事院にきちと規制をしていただく。また、公社公団につきましても、聞くところによれば、各省庁でもワクを持つておるようですね。運輸省の場合には何公団の何、自治省なんかワクがたいへん少ないように聞いておりますが、とにかく運輸省などはたいへん多い。大蔵省が一番多いでしょうが、大蔵、通産、運輸というところにはたいへんたくさんワクを持つておる。たらい回しがあつてはよろしくないといいますが、現に各省庁がこのワクを持つておるといふことは、もうその省庁の中でたらい回しをやつておると同じじゃないですか。こういうことが現に行なわれている。そういうことはやはり規制をしていくことが必要だと思ひます。同時に、この十一万のことも問題であり、さらに、次官が言われました、むしろ低い所得の公務員の人たちの退職年金改善のことも必要だ、たいへんいい御意見だと思ひます。

そこで、私はお尋ねしたいと思うのですが、前から、それを改善するためにこの長期給付、いわゆる退職年金についてはスライド制を実現をす

べきであるということがしばしば当委員会でも議論になったところでありまして。今回、恩給法改定に伴います正でもつて、この恩給ベースが二万六千円ベースになった。しかし現実の公務員の給与はいま四万六千五百五十円程度のベースになっているわけですね。四万六千五百五十円に対して、今年年金が改定されたというものの、二万六千円ベース、これではいかに隔たりがあり過ぎるじゃないですか。外国等を見ますと、ヨーロッパ各国では物価にスライドをするか、あるいは公務員の給与改定にスライドをするか、あるいはその両者を折半するかという形で、年金のスライド制というのは現に実現をされておるわけですね。しかも最近、恩給審議会の答申を見まして、当然スライド制を実現すべきであるという答申も出しております。また、政務次官の御答申にありましますと、まず政務次官の御答申にありましますと、一番たいへんな下級公務員——と言つては恐縮であります、一般の苦勞しておられる公務員の人たち、しかも給与ベースと恩給ベースが非常に違つておるという現実、こういうことがあります。以上、このスライド制の実現は、政務次官のいまの御答申からすれば、一日も早くこれは実現すべきだと思ひます。昨年の当委員会でもこの点は附帯決議をつけまして、二、三年のうちに専門的な機関でスライド制については検討するということになつておると思ひます。そのスライド制の実現に対する政務次官としての考え方をお尋ねしたいのが一つ、それから事務当局にお尋ねしたいのは、このスライド制の具体的な作業は一体どこまで進んでおるか、このことをひとつ明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○細田政府委員 御承知のように、昭和四十一年度の恩給法改正、あるいは地方公務員等共済組合法も同様でございます。七十四条の二、恩給法は二条の二でございますが、調整規定が国会を通過いたしました法律になつたわけでございます。これは通称スライド制といわれておりますが、調整規定でございます。これにつきまして、内閣の恩

給審議会が二年間にまたがつて御審議をいただいておつたわけでございます。この三月二十五日に、御案内のように会長の新居さんから総理に対して答申がございました。

私どももいたしましては、私は当時、恩給審議会ができるころに総理府にいたものでございまして、いま少し明確な線を打ち出していただけるものというふうな考へておりましたけれども、今度の答申によりまして、いろいろな御議論の結果、五割以上消費者物価が値上がりした場合には、直ちに調整をしなければならぬ。あわせて、国家公務員の給与の水準と恩給との格差が著しく懸隔しているような場合には、それをある程度解消することにより調整することが望ましい。国民の消費水準の問題は、現職公務員の給与に大体入つておるものと考へてよろしいだろう。大体こういう趣旨の御答申をいたされたように承知をいたしております。したがって、今後この答申に対してお

うことが必要になつてまいつておる段階でございますが、何と申しまして三月二十五日に答申をいたされたばかりでございます。その後恩給法の改正でございますが、国家公務員あるいは地方公務員あるいは三公社五現業等の共済組合法、そういうもので関係者がみんな今国会でそれぞれ法案を提出をいたしておりまして、まだ実はこれに對しましてどういふふうな政府としてこれをやつていくかというふうなことは、はつきりきまつておらないというふうなわけでございます。が、しかし、いつまでもはうっておくわけにまいりませんと思ひます。この答申を受けまして、われわれとしましては、この答申の線に沿ひ——また法律ができましたら、附帯決議が両院関係各委員会でございます。そういう点ももちろん十分尊重いたしまして態度を決定いたさなければならぬ、かような段階に相なつておると思ひます。諸外国の立法例等も私どもよく承知をいたしております。日本の実情も考へなければいけませんので、これらの点をすべて勘案をいたしまして、で

きるだけすみやかにこの法律の精神、地方公務員等共済組合法については七十四条の二の精神が実際に具体的に裏づけができるようにいたしてまいらなければならぬ、かように存じておる次第でございます。

○鎌田説明員 スライド制の問題につきまして、現在事務段階でどういふ状況にあるかということをお簡単に御説明申し上げます。

実は関係各省の給与関係の行政に携わつております局長をメンバーといたしまして、公的年金制度調整連絡会議というものを持つておるわけでございます。これは総理府の審議室長の司会のもとに、定例的に申しますか、持つておるわけでございます。

そこで現在議論の段階にございましてのは、結局公的年金制度全般を通じて、このいわゆる政策スライドの規定があるわけでございます。そこです。第一に議論になりますのは、厚生年金といたつたものと公務員のいわゆる年金というものの間に、公務の特殊性というものを反映した特殊性というものが認められなければならないかどうかといった議論が一つあるわけでございます。と申しますのは、全体を通ずるスライディングスケールというものを何に求めるかという問題が一つあるわけでございます。実は私も自治省の事務的な意見といたしましては、やはり公務員の特殊性というものがから公務員の年金制度の特殊性というものが主張できるのではないかと、そういったものを前提にしていふゆるスライディングスケールの運び方というものは考へられていいのではないかと議論をいたしておるわけでございます。

ちょうどその段階におきまして、御案内のとおり恩給審議会の意見が一つ答申の形で出ておるわけでございます。これは、消費者物価というものを基本のスケールに置きながら、しかもさらにより進んでまいりますと、かつて公務員であつた人たちだから、公務員給与の改定というものもひとつ見なさい。しかし今度は、その公務員給与の改

定幅というものが、いわゆる正確な表現で申し上げますと、国民の生活水準の伸びを上回るような場合には、今度は生活水準で調整をしないといけないこととございまして、しかく明確なこれだということのさしはしない。先ほど御指摘になりましたように、たとえば英米でございまして消費者物価指数というものを一応のスケールに使っている。独仏型でございまして公務員給与というものをスケールに使っている。やはり二つのタイプがあるわけございまして、現在そのいずれをとるかという議論の段階にある、こういうこととございまして、できるだけ早く議論を煮詰めて成案を得たいというところで、関係各省一生懸命勉強いたしておる段階でございまして。

○山口(鶴)委員 きょうの新聞を拝見いたしましたら、昭和四十二年度のわが国の国民総生産、国民一人当たり所得等の統計を経済企画庁が発表されたのが出ております。消費水準がたしか昭和四十二年は一三〇程度上がったように出ておりましたが、次官が言われたように、物価にスライドするということではやはり生活実態にはあてつかない。国民総生産なり国民所得なり伸びているわけですからね。物価の上昇だけしか国民総生産なり国民所得が伸びていないのでは、これは全く国として進歩がないわけでありまして。そうしますと、ある程度公務員給与の伸び率というものに合わせることは、これは妥当ではないかという趣旨のお話がありました、私はそうだと思います。そういう意味では、今回の恩給審議会の答申につきましては、次官も言われましたが、どうももの足りない点を感じるわけでありまして。そういう点から考えますならば、当然少なくとも公務員の給与水準をスライドのものとさしにしていくということのは、妥当ではないかという感じがいたすわけでありまして、それはさておきまして、その点がいま事務レベルでも議論の対象になっているというところですが、一応成案を得るのは現在の見通しではいつごろでございましてか。

○鎌田説明員 いつということにつきましては、これはいま申しましたように、実は各省の議論を結局いまぶつつけ合っている段階でございまして、明確な時期というものはちょっと申し上げかねると思ひます。できるだけ早い機会、こういうことでお答えせざるを得ないのじゃないかと思ひます。

○山口(鶴)委員 当分の間というので二十年も続いたという、自治省は不名誉な歴史を持つておるわけですからね。この問題も、そういう当分の間では困るのであつて、少なくとも大蔵委員会等で附帯決議をされました三年でしたか程度の間には、きちつとめどをつけるということは最低限必要だ。恩給審議会ですら、こういつたスライドについての答申を出している現在において、そのあとを追うかおとるというようなことではたいへんおかしい話であつて、できれば三年といわず、少なくとも一兩年のうちにめどをつけるというところで積極的に進めていただきたい、これを一応強く要請いたしておきます。

そこで、また戻つてお尋ねをしたいと思います、高級公務員のみならず、たとえば東京都の知事あるいは大阪府の知事、そういう地方公共団体の特別職の公務員の方々も同じくこの十一万円が対象になつてゐる。それから地方議会の議員の方についても同様ですね。私はこの地方公共団体の特別職なり議員の報酬を不当に高くしていくということは非常に問題があると思ひます。ただ、地方財政計画の積算の基礎でも、都道府県の知事あるいは市の市長、あるいは都道府県議会の議員というものについては、一応の目安をつけていると思うのです、これは一体幾らになつてゐますか。

○鎌田説明員 ちょっと手元に正確な資料を持っておりませんが、地方議会の議員の場合が十一万円であつたかと記憶いたしております。

○山口(鶴)委員 地方議会というものは都道府県……

○鎌田説明員 都道府県でございまして。

○山口(鶴)委員 知事については相当高いわけでしょう。これよりは高い算定基礎になつておるでしょう。財政局いらないようですが、この程度のことは公務員部長もわかつてゐるのじゃないですか。

○鎌田説明員 まことに不勉強で申しわけございせんが、ちょっと財政を離れておりました正確でございせんけれども、知事の場合二十五万円ではなかつたかと記憶いたしております。

○山口(鶴)委員 一応自治省としても、知事の場合はその程度の給与が妥当だとしてゐるわけですね。私も国会議員の場合は、退職時のいわば報酬でそのまゝ年金の算定がされる。知事あるいは都道府県議会の議員、やはり同じ政治家としてそれぞれ苦勞しておられるわけだ。しかも交付税の算定基礎において、いま不明確な答弁でありました、ある程度の一応の基準というものを自治省も妥当として認めておるといふことになりまして、これらの方が最高月額十一万円というので押えられているというところは——そういう方の中にもそれはいろいろ事情はございましてしょうけれども、しかし私は、先ほどの国家公務員の場合、公社公団あるいは営利企業への天下り、そういう広い道があらいておる、だから十一万円打ちというものに不満はないかもしれない。しかし、こういう方々にも同じ制度の頭打ちが右へならえされておるといふことは、やはり問題じゃないかという感じがするのです。

大臣どうでしょうか。ちょうどおいでになりましたが、高級公務員の方々は退職年金の算定の月額が十一万円、十年間これが据え置きですね。営利企業あるいは公社公団等へ盛大に天下りになる、それに対する議論はいろいろあります。しかし、それはさておきまして、こういうものにいま言つた地方公共団体の知事なりあるいは議員なりが右へならえされているというところは、やはり問題があるのじゃないかという感じがするのです。当委員会でもしばしばこの問題は議論をされました。こ

の十一万円打ちという問題、それ以前に、大臣がいない間に議論したのですが、一般公務員の方々に對して年金を改善していく、当面スライド制を一日も早く実現をするといふことは、これは緊急の義務でありまして、同時に、いま私が問題を提起いたしましたような頭打ちの問題についても、十年間これが国家公務員の最高限度に右へならえされておるといふ現状は、これはやはり問題があるのじゃないかという気がいたしますが、大臣の御所見はいかがでしようか。もしあれなら事務当局のほうで先に答弁していただければ結構です。

○長野政府委員 御指摘のように、共済制度におきましてところの給付の基礎となる給料月額最高限度は十一万円ということに多年なつておりました、たとえば国の場合におきまして最高裁判所の長官は五十五万円、あるいは法制局長官は三十二万円、各省事務次官は二十四万円というふうな、実際の給与ははるかにそれを上回つておるとは御指摘のとおりでございまして。

そこで、先ほど政務次官もお答えになりましたが、やはりこの最高限といふものについても検討しなければならぬ時期に私はきておるよう思つております。しかし、同時に、最高限を上げるといふことになりまして、またこの最低保障額という問題も相関連して考えざるを得ない、こういうことになりまして、また、地方共済の場合だけを考えるわけにはいきませんので、これはいま申し上げた国家公務員共済の場合も、そういう五十五万円というような高い俸給を取つておられる方についても、十一万円頭打ちといふことをやっておるようなことがございまして、相関連をいたすわけでありまして。さらにまた、厚生年金その他の保障額といふものについても関係はいたすわけございまして、そういうことで、こういう限度額と最低保障額の問題は、地方共済だけで考えると、これはなかなかできませんところ非常にむづかしい問題が実はあるわけでございますけれども、いずれにいたしましても再検討すべき時期に

きておることは御承知のとおりでございますが、私どもも鋭意その打開について努力しておるわけでございますが、現在のところまだ実を結んでいない、こういう状況でございます。

○山口(鶴)委員 検討しているが実を結んでいないという、山吹みたいな話ですが、地方議員の場合、大臣も御案内だろうと思うのですが、公費というものは出ないで、議員の人たちのいわば掛け金でもって運用されていきますね。といたしますと、国家公務員の場合は、もう繰り返しませんが、公社公団、営利企業等へ天下りする広い道が開かれています。しかもこれらの方々の場合は公費負担もある。しかし都道府県の知事あるいは議員等について自治省もある程度妥当な額というものを地方財政計画で見ているわけですね。しかもこの退職年金の場合は、みずからの掛け金で運用しているということになれば、当然私は、国家公務員の最高限度も考えなければならぬかもしれませんが、それ以上にいま言った地方議員の人たちのこの問題については、切り離してもやはり改善するということを考えてもよろしいのではないかと気がいたします。これに対する御所見を伺いたいのが一つと、同時に、いま行政局長も言われましたが、一般の公務員の人たちの最低保障をもっと引き上げることは、これは何よりも緊急務だと私は思います。スライド制について恩給審議会も答申を出しましたし、事務当局においても、このスライド制については、国会の附帯決議等の意思を尊重して鋭意検討しているようですが、これに対して一日も早く改善のめどをつけていく。さらに、大臣がいらない間に議論したのであります。が、この所得制限が十萬八千円から十一萬七千円にたった九千円しか上がっていない、年金を受ける方の所得制限ですね。この所得制限等についても当然これは改善をすべきである、そういう一番最低の基準を引き上げていくということについても、これはより一そう力を注ぐべきだと思っております。こういったことについて大臣としての御所見を承りたいと思います。

○赤澤國務大臣 都道府県知事、市町村長あるいはそれぞれの各級議員の報酬の問題が、先年以上に世間の非難をあげましたのはお手盛りでやっているところに問題がありましたので、これは審議会の議を経てやるようにという一応チェックする道は開いたけれども、なかなかそれが所期の効果を出していないのはたいへん残念でございます。しかし、いまの地方公務員などのただいま御指摘になっている問題、これもそれだけ切り離して特にというわけにはなかなかいかぬ事情があることは御案内のとおりでございます。これは同じ国家公務員にいたしましても、その他同じような公社公団にいたしましても、やはり同じような歩調をとっていく必要がありまするので、そういったことが再検討の時期に来ておる、と申しますよりは、これは前向きで種々検討を加えて、実情に合うような形に改めていくべきものであると考えております。

○吉川委員長 山口委員の質疑に対する人事院職員課長の答弁中、数字について確認の発言をいたしたいとの申し出がありますので、これを許します。菅原職員課長。

○菅原説明員 はなはだ恐縮でございますが、先ほどの十一萬円の制限額のお話でございますが、年金の制限額ということで御質問いただきましたのか、給与額で御質問いただきましたのか、私ども給与額で可能性を申し上げまして、課長以上が該当すると申し上げましたが、年金の制限額で言いますとほとんど四、五人の程度しかないと思えますので、この点釈明させていただきます。

○山口(鶴)委員 それは給料月額十一萬円という趣旨です。

○菅原説明員 そこまでもいかなない方が多いと思えます。

○菅原説明員 個々の給与別の金額は出ておりませんので、いますぐ御報告申し上げる数字は持ち合わせてございません。

○山口(鶴)委員 いいです、それは。大臣、いまお答えいただいたんですが、私どもも地方議会あるいは地方の自治体の首長で最近や目に余る引き上げのあった地域については、これは私も遺憾に思います。ただ、自治省として基準財政需要額の中で見ております知事の標準報酬というものが約十一萬、都道府県の議会の議員が十一萬というお話でしたが、これも漸次上がっていく、来年はまた若干ふえるかも知れませんが、そういったした場合に、ある程度こういった地方公共団体の特別職なり議員について自治省として妥当と見て数字というものはあるはずですね。しかもその数字が、かりに十五萬なら十五萬になる、ところがその退職年金のほうは十一萬頭打ちというものがそのまゝ右へならえて適用になる、しかも地方議員の方々の退職年金というものは、これは公費負担というものはなくて、いわばみずからの掛け金でもって運用をしているという場合に、当然これについての改善の方法というものは私は考えてよろしいのではないかとこの趣旨です。私の記憶では、都道府県議員の標準報酬が十一萬よりはもっと高かったのではないかとこの記憶がございすけれども、それはあとで明確にしまししょう。それはさておいて、その点に対する大臣の御所見を聞きたいと思います。

○赤澤國務大臣 方向としては御指摘のとおりであると考えております。

○山口(鶴)委員 いいでしょう。これでやめましょう。

○吉川委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 少し目が回っておりますけれども、鎌田君、さっきの議員の十一萬円というのはさうですけれども、知事は二十七萬円だ。あなたの答弁は間違いだ。ですから訂正なされたほうがいいんじゃないかな。

そこで、いろいろと出てまいったわけでありませうけれども、大臣にひとつお尋ねしたいことは、この共済法に限らず、いろいろな問題について法律案を通す際に附帯決議というものがつけられるわけでありませう。議決をされますと、大臣はその附帯決議を尊重して善処いたします、こういう答弁を必ずいたすわけですね。ところが、善処なり努力をされる確率というものはほんとうに微々たるものだ、こう申さなければならぬと思うのであります。先ほど山口委員の質問を通じても明らかになっておりますように、ここ数年間の共済問題についていろいろな重要な点が附帯決議として議決されたのでありますけれども、いままでの質疑応答を見ておると、半歩も前進しておらない、こういう状況なのであります。これについて大臣はどうお思いなんでしょうか。附帯決議というのはただ法案を通す道具として承りおくという態度なんですか。もっと言いますと、附帯決議をつけるにあたっては、時としては理事懇談会等、具体的に数字的なもので含めてある程度詰めが行なわれて、それが附帯決議という文章になっている場合がある。それをすらも完全に無視をされておるといふ例がございす。これでいいかどうか、こう私は思うのであります。冒頭にひとつ承っておきたい。

○赤澤國務大臣 それでよろうはございせんので、もちろん附帯決議は十分尊重するといふ立場で進めておるわけでございます。たとえば地方税法を先般御可決になったものなんか一〇〇%ちゃんと附帯決議を尊重してやっておりますもので、たいいてい法律にみなそれぞれ議決になるときには決議がついておるようでございますが、(共済の附帯決議はだめじゃないか)と呼ぶ者あり)この共済関係の法律の附帯決議は、昨年の七月四日の附帯決議がここにありまして五項目があつておりますが、なかなか当委員会だけで御決いたしましたけれども、やはり扱います自治省といふ省だけで扱いかねる御決議の内容でございます。

それから、其済問題については、これはもういろいろなことが去年ばかりでなくて行なわれておりますけれども、ほとんど実現してないのですよ。これでは、大臣は自治大臣であると同時に國務大臣ですが、どうもことばだけでこの法案の質疑に対する答弁をしておる、そして、法案が済んでしまつたら、もうあとはどうとなれ、山となれ、こういう結果になつておるのではないか、こう私は思うのであります。これではまことに情けない話でありまして、私も、自治大臣であり、國務大臣である赤澤さんに期待するところ大きいわけですから、そこであらためてこの問題についてお伺いしているわけです。

そこで、私はお尋ねしたのでありますけれども、昨年の十一月三十日に、市町村共済の掛け金率が五年目ごとの再計算によりまして引き上げられました。その際にかなりもつれがあったのであります。その際に、あなたの部下である行政局長なり公務員部長が組合側とこの問題解決のために話し合つたと承つておるのであります。その話し合つた内容はどういうものであつたのか、どういふ点がどういふ形で話し合われたのか、それをひもとつ大臣からお伺いしたいのであります。

○赤澤國務大臣　その衝に当たりました事務当局からお答えしたほうが早わかりでございますので、そういうふうにいいたしたいと思います。

そこで、大臣はあまり御存じないようですから、それだけ言つて、ひとつ行政局長からその答弁をお聞きしたい。

○赤澤國務大臣　おしかりをこうむつたわけですが、ほんとうを申し上げるとそのとおりでございます。まして、不勉強な部分もあるわけでございます。しかし、最終は私が全責任を負いますから、具体的なそういう現場の話し合い等については、ひとつ事情は事務当局からお聞き取り願ひまして、そのあとでまたお答えをいたします。

○長野政府委員　昨年の十一月の終わりごろに、長期給付の掛け金率引き上げに伴ひましていろいろ

それから第三番目は、市町村共済などの短期の掛け金率が政府管掌の健康保険等に比して高い部分というものを、共済小委員会において検討していただきまして、この改善の検討をされることについて自治省事務当局としても御協力をいたします。

それから第四番目は、先ほどもお話がありました遺族の範囲の拡大について検討してできるだけ早く結論を出したい、こういうことでございます。

第五番目は、職員厚生費の増額につきましての問題でございます。交付税の基準につきましては増額を検討する。それから、昨年の十月二十日閣議決定になりますところの公務員住宅の建設促

進という方針に対応して地方公務員の住宅の建設についての促進方について努力をしたい。

第六番日は、退職年金条例の給料年額の算定につきまわりの引き上げ制限、これは退職時の一年前の俸給の一号俸アップという引き上げ制限が昨年行なわれたわけでありましたが、この緩和については共済小委員会において検討されることについて、これは昨年改正をしたばかりでございませうけれども、事務当局としてもその検討されるという点についてはあえて反対はいたさない。おおむねこういう項目であったように存じます。

○細谷委員 もう一点落ちておるのじゃないですか。共済長期掛け金率の問題は……

○長野政府委員 私どもが検討いたしました項目はいま申し上げた点だと思ひます。

それから長期給付の掛け金率等につきまわしては、話はいろいろ出ておったと思ひますけれども、双方で具体的にそういう話を進めるといふことに協力をしようという点にまでは至らなかったように記憶しております。

○細谷委員 七項目ありまして、いま六項目だけ説明があつたのですけれども、七項目は共済長期掛け金率について「昭和四十四年十月の国家公務員の再計算改訂期までさらに強力に国庫補助率の引き上げに努力し、この時期に合わせて再改定を検討する。こういうのがあつたではないですか。」

○鎌田説明員 そういう要望がございました。ただ、これはいま局長から読み上げました問題とは切り離して要望がございました。

○細谷委員 お尋ねいたしますが、この「共済制度改善について」の自治省と自治労との話し合いの中であります共済小委員会というのを何をさすのですか。反対しないというのを何をさすのですか。

○鎌田説明員 いま読み上げましたのは、実はちょっとくどい話になるかもしれませんが、去年の十二月一日からの長期掛け金率の改定をめぐる

まして、私と自治労の安養寺書記長との間の会談の記録のメモでございます。

これはその当時私どもが話をいたしておりましたのは、退職年金条例の算定の基礎になる給料年額のとり方につきまわして、昨年政府提案をもちまして法律改正を行なつたことは御案内のとおりでございます。その改正の直後から、えらい改正をしてくれたということで、自治労あたりから非常な不満が一部に出てまいりまして、これを何とかしてくれ、こういう話が私どものところに再々あつたわけでありまして。

私どもといたしましては、この恩給制度のたてまえ、恩給条例、こういったものなり、あるいは府県の一一般の職員とのバランスというのを考えまして、特定の団体だけが退職のときに二号も三号も四号も、ひどいのは七号も上げる、こういうことは不合理ではないかという点で、この政府提案をもちまして国会で御議決いただいたところでございまして。そうございましてから、この点について政府提案でさらに改正をし、去年の七月に成立いたしました法律を半年もたないうちに改正をし、これは政府といたしましては絶対にできないこととございまして。ただ、これは国会の立法の範囲の問題でございまして、当地方行政委員会にございまして、この共済小委員会がこの問題を取り上げて御検討をいただくということにつきまわしては、そこからは私も当事者間の話し合いでございまして、はなはだ耳ざわりな表現に相なつておると思ひますけれども、政府当局といたしましては、私どものこの考えを十分申し上げて、その上でこの小委員会の御判断、御決定に、非常に荒っぽい言い方をしますと、おまかせいたしたい、こういう苦衷をそこに述べたわけでございます。

○細谷委員 そうしますと、この共済小委員会というの、衆議院の地方行政委員会内に設けられておる共済小委員会をさす、こういうことですね。

○鎌田説明員 そういうことでございまして。

○細谷委員 そういたしますと「共済小委員会において検討し改善することに協力する。」「共済小委員会において検討されることについては反対しない。」「こういうことでありますから、自治省としては——大臣、こういうメモがお互いに交換されたわけですね。言つてみますと、衆議院の地方行政委員会の共済小委員会というのはこの協議に拘束を受けるということはないのです。しかし、自治省は少なくとも拘束を受けているわけですね。ですから自治省としては、こういうメモを、いわゆる約束というのが実現するために努力をする、そういう問題は取り上げた場合には自治省は反対です」ということは言ひません、こういうことなんですが、大臣、私が冒頭お聞きして、この問題を、何かよくわからないというのだが、そういういきさつがあるわけですね。これについては大臣としては責任を持たなければいけませんと思ひますが、いかがでしょうか。

○赤澤國務大臣 国会でおきめ願ふことはもちろん尊重をいたします。しかしながら、政府としてもまた政府の判断もあるわけでございます。この経過を背景にいたしまして、またいまのお話も承つたわけですが、やはり最終は、ここに文書で表現されておりますことも、こういった問題について共済小委員会が検討なさることについては、別に反対もしないというのを言つておるわけでございます。まして、このことをそのままのみにするという表現になつてゐるはずもございませんし、そうでないというふうな理解するわけでございますが、結局無視はいたしません。言うまでもなく国会でおきめになることとございまして。小委員会でおきめになりましたら、それを十分尊重するということ立場には立つております。

○細谷委員 大臣、そんなばかなことはないのです。

○赤澤國務大臣 これは事務当局が組合と折衝されておることが中心になつてゐるわけでございますので、私もこのことはいささかは十分承知して

おらなかつたことはさつきおわびもいたしました。が、なかなか全部にわたつては頭に入りにくいわけでもございまして、ここの議論は、事務当局の立場もあると思ひますので、事務当局は政府の一翼でありますけれども、よくそのほうからも話をお聞き取り願ひたいと思ひます。

○細谷委員 大臣、私は事務当局にお聞きするのはいいのです。また、大臣はすべてのことを知り尽くせんというのを私は要求しているわけではないのです。問題は自治省の姿勢にかかつてゐるわけですね。この内容について共済小委員会において検討されることについて反対しないということ、これはこれはおもしろい、日本語ではこんな文章はおかしいですよ。大臣、こんな文章については戸惑うでしょう。それはどういふことかといひますと、この問題については双方話し合つたわけですね。退職年金条例、言つてみますと、さつきも話がありましたけれども、これは旧条例に基づくものです。いわゆる一年前の給料に対して一号俸加算されたものとするとおつたわけですから、いままで旧条例で保障されておつた既得権といふものが剝奪されたわけですね。ところが、昨年の四十二年度の共済のものについて恩給法改正の際の法律の中でこれが恩給法に基づいて右へならえしたわけですね。ですから既得権がかなり剝奪された事態が起つたわけですね。ところが、そういう法律ができてきたものから、一年後に自治省が、去年出したのをまた改めてくれといつて出すというところは、朝令暮改のそしりを受けるのじゃないですか。しかし、実態はわかる、そういう既得権を剝奪したという実態はまことにお気の毒だ、何とかしたいけれども、自分のはうからは、一年前のことだからなかなか言い出しにくい。ですから、共済小委員会であつた問題が取り上げられたならば、実質的にはそういう問題ができることに協力します、そういう文章でこれは反対しないといふことが出てゐるわけですね。そういうことなんです。もう一つ、「改善することに協力する。」といふことは、これはやはりそういうこと

が改善されるように努力するということを約束したということなんです。いずれのものも、自治省としては努力をするという内容を持っているわけなんです。ことばは「反対しない。」と書いてある、あるいは「協力する。」と書いてありますけれども、いずれも自治省としては努力をする、国会でそういうことができるように努力するということは、話し合いの中で約束された、こういう理解が常識なんです。そういうふうな姿勢でなければならぬと思うのですが、先ほどのことばはわかりませんから、もう一度お答え願えませんか。

○鎌田説明員 差し出がましいようでございますが、先ほどからよく申し上げておりますように、覚え書きという形もわざわざとらないで、これは両方合意の上で、私と安養寺自治労書記長の会談の記録であるということをお互にわきまをわけておきます。それがまず第一点でございます。

それから、第二点といたしまして、この「検討されることについては反対しない」というのは、これは先ほど申し上げたことの繰返しになるわけでございますけれども、自治労のほうとしては、昨年度の改正をもとに戻してはいい、あるいは緩和してはいい、こういう強い御要望がございました。私もこの点については、私どもの考えに従って政府提案で国会で御審議を得た法律でございますので、これについて、この考え方を要するといふことは毛頭できないというのを終始申し上げておるわけでございます。そこで共済小委員会ですそれを検討されることくらいには反対しないでもいいじゃないですか、こういうことでございませう。私どものほうでそれに協力するとか努力するといふことは毛頭申し上げません。この点は誤解のないように、くどいようでございますが、私から特に強く申し上げておきたいと思ふ次第でございます。

○細谷委員 大臣、これも御存じかどうか知りませんが、共済の長期の掛け金率の引き上げというの、いろいろ経過を踏まえて、当初は

四月一日から実施するということが半年延ばされて、去年の十二月一日から実施になったわけなんです。十一月の段階におきましては、この地方行政委員会でも取り上げられたことですが、かなり深刻な事態であったわけなんです。いまはもう過去のことで、そんなことは忘れてしまったと言いかもできませんが、かなり深刻な事態でありまして、特に市町村共済では、これはかなりたいへんな問題です。へたをしますと、裁判問題にまで発展しようという空気もあつたほどなのであります。そういう事態において、最終的には鎌田公務員部長と自治労の安養寺書記長とが話し合つた、こういう記録というのが基礎になりまして、十一月三十日午後四時くらいから、市町村共済等の機関の会議が開かれて、この掛け金率の引き上げに際するといふ大詰めの結論が出たといふいきさつがあるわけなんです。ですから、いまはもう冷えてしまったのだ——そういういきさつからい

きますと、これはかなり深刻な、重要な記録なんです。覚え書きという形でない、あるといつても、共済制度改善についての双方の代表者の協議記録としてこれは当時の事態を解決した記録なんです。これは七項目盛つてありましたけれども、六項目となりました。この六項目が当時の紛争を解決した記録なんです。ですから、これは私は非常に重要な意義を持っていると思うのです。大臣はよく御存じないようであります。自治省としてはたいへんな責任があるわけなんです。ですから、ここで大臣の所信のほどをお尋ねしているわけなんです。

○赤澤国務大臣 当初からの御質問ですが、この附帯決議は、なかなか自治省だけで片づかない問題であることは先刻御承知のとおりでございます。国の財政支出が前提になるわけですし、やはり国家公務員を扱いかねているのもそこに問題があるからだと思います。地方公務員の場合は、やはりそれにならうという立場でございます。自治省のほうでまずこの問題を先走って、あとで国家公務員のほうがついてこい、そういうわけに

もなかなかまいりません。しかし、この問題は、やはりあわせて解決しなければならぬことであるという認識はもちろん持つております。

ただいまの自治労との交渉の経過でございますが、実は私、問題は知っております。知っておりますけれども、最終がどういう結になったかというところは、十分聞いたり研究してはなかつたといふことは私どもの落ち度でありますから、それは認めたいと思つたわけでも、ここで共済小委員会において検討されることについては反対しないといふのは、実にこれはむしろかしいことでありまして、共済小委員会において検討された結果を尊重しますといふことではないので、やはり検討されることについては反対しないことに努力するといふことになるかと思つたわけでございます。それはやはり私はだいたい意味が違ふと思つた。

こんな詰まらぬことを申し上げても始まりません。しかし、ただいまの質疑応答を通じて、当時の空気がややわかりかかつてきたところでございまして、御趣旨はよくわかりますから、あとでまた当時の関係者などの話もよく聞きまして、こういった問題についての態度をきめたいと思つております。

○細谷委員 大臣、いま反対しないことに努力するといふ、ずいぶん日本語としてちよつと書いてみないとわからぬようなことです。これは反対しない、自治省としてはそういう朝令暮改といふか、こつし積極的に政府案として法改正などをするこつしはしない、こういうところから出た文章であります。精神的にはそういうことが実現するように努力をするといふ内容なんです。

そこで大臣、こつし二三月くらいから今日まで全国の都道府県単位で市町村共済等のそれぞれの機関が会議を開きまして、当面共済問題について非常に重要だといふ二点にしばつて、各都道府県から、いずれも大臣のところに陳情書あるいは陳情が届いていると思つたのであります。なぞめいてたいへん恐縮でありますけれども、この六つのうちの二つであります。どれとどれですか。

○赤澤国務大臣 なぞではなしに、そのものずばりで尋ねていただいたほうがわかりが早いと思ひますが……

○細谷委員 事務当局は知っておりますか。

○長野政府委員 私の記憶も少しはつきりませんが、いまいろいろ御議論のありました「検討されることについては反対しない」という例の項目と、もう一つは、最初お話のございました長期給付の掛け金率の問題、こういうものでなかつたらうかと思ひます。

○細谷委員 五十点なんだ。大臣、これはほんとうにそれだけの重要な経過をたどつてきたこの文書について、七つというのを——七つなかつたと言つたんです。だから私は、この七つを減して六つだと、こういうことをいま申し上げておるわけですが、その六つのうち、確かに、いま言った退職年金条例のいわゆる旧令ですね、給料年額の算定についての引き上げ制限の緩和について、いわゆる既得権の剝奪だ、こういうことが全国の市町村共済の——県のあれですから連合会ですか、そして全国の市町村共済等から文書で、これはもう各委員全員のところにも来ておると思つたのです。私は、端的に言つて、いろいろ問題があるのによくこの二点に市町村共済はしぼつたな、文字どおりやっぱり重点だな、こういうふうな思つたのであります。ところが、残念なことに、行政局長は御存じないの、五十点なんです。鎌田さん、もう一つどれですか、当ててみて下さい。

○鎌田説明員 私はその文書を見ておりません。○細谷委員 言つてみますと——その文書が来てないといふのはおかしいと思つたのです。たくさん来ておるのです。これは私どもの各都道府県から全部来ておるのですから……。言つてみますと、短期給付の掛け金率が一一定の限界をこした場合には、いわゆる政管健保等に比して高い部分については、ひとつ地方自治体で持つていただいて、折半負担の原則はある限界までであつて、それをこえた部分についてはひとつ地方公共団体が公費負担してほしい。その分については、国のほう

で何らかの形で穴埋めしてはしと、これは先ほど山口質問にあったことであります。もう一つは、いまの退職年金条例の給料年額の算定についての問題、いわゆる旧令による既得権の剝奪、この二点にしばって、この春以来、各県の市町村共済は、いろいろ問題はありますけれども、この二点にしばってやっていたわけですね。それがたまたま、いづれも共済小委員会において改善することに協力するとか、共済小委員会が検討されることについて反対しない、こういうふうに出てくる二点なんです。これは、この文書にいろいろありますけれども、そこで長野さん、この六点のうち、政令で解決できるものがあるのですか。

○長野政府委員 この資金運用につきましては、現在、大体こういう方法において実施をいたしております。そのほかには、法律なり何なりの制度改正を必要とするわけがございます。私もいろいろ検討しておりますけれども、臨時職員の年金期間の通算について法律改正が必要かどうかというところは、なお検討をしなければならぬと思うのであります。いづれにしても、実態の問題を、どういふ認定基準を考えていく必要があるかというところで、いま実態調査その他検討を進めておる段階でございますが、そういう結論を得ました場合に、法律改正なり政令改正なりの問題が出てくるというふうに考えております。

○細谷委員 いまの答弁もたいへん不満なんです。去年の十一月末の話し合われた六項目、そうして資金の運用については、これは法律事項じゃないということですが、その他の五点は、法律事項か、あるいは政令で処理できるものなのか、この辺の区別すらもまだできておらぬ。しかも、いま法律は、関連のこの共済の法律には、きょうから審議に入っているわけですよ。与党のほうからは、きょうじゅうに質問を終わってくれという矢のような催促なんです。そういう段階において、政府当局がこの問題について、政令でやるのか法律でやるのかの区別さえもついておらぬ、こういうことになりまして、これはたいへんなこと

ですよ。そんなばかなことないですよ。

○長野政府委員 先ほど申し上げましたことによえんして申し上げますが、お話しのように、一の資金運用につきましては、運用でほとんど実現をして、実施をいたしておると思っております。二以下については、いづれにいたしまして、制度改正の問題でございます。私もこの当時の考え方としては、いづれも法律を必要とするというふうには考えておったわけでございます。ただ、ずっと検討いたしておりまして、三以下は、これはどうしても法律改正が必要である。二については、政令で規定するということが可能ではないというふうな大体の考え方を持っております。しかし、これにつきましても、一応の認定の基準とか実態というものを把握するというところで、現在検討を続けておる、こういうことを申し上げたのでございます。

○細谷委員 いまの答弁からいくと、また一つ問題が出てきたわけですね。私は、きょうはからだのぐあいが悪くて、心臓がどきどきしておるものだから目が回りそう、あまりものを言いたくないわけだけれども、二以下ということは、二というのは臨時職員期間の年金期間の通算制度、これは政令でいけるかもしれない。しかしまだ結論が出てない。三以下といふと、四は「遺族の範囲の拡大について、速かに結論を出す。」ということがある。去年の四十二年度における地方公務員共済等の改定等に関する法律案、去年の恩給法の改正に伴う際に、これもいづれ議論になったわけですね。そして藤枝自治大臣が、この問題については政令で対処できまうから、十萬八千円ですか、先ほどもちょっと質問があったわけですが、政令で対処できまうから政令で処理いたしますと、こういうことも言っておった。しかし、範囲の拡大という問題になりますと、これは法律の事項があるかもしれないが、その一部は政令で処理すると去年約束されておった。その政令で処理したのが、胸を広げて、ある程度額を改定しまし

たと言われけれども、当時の議論の空気の一片すらも、空気のなかからすらもくんで処理しておらぬようですね。ですから、言ってみますと、あなたの方、朝令暮改であつては困るし、また、朝令暮改でありたくないという努力していることはわかりますけれども、答弁自体が朝令暮改の感じがありますよ。

○鎌田説明員 遺族の問題につきましては、いまの遺族の範囲の問題と、それから、主として云々という問題と、それから、先ほど来御議論がございました所得の認定基準と、結局この二つの問題があるわけでございます。遺族の範囲におきまして主としてこの二つにひかかる問題は、これは当然法律事項、それから十一萬七千円という所得の認定基準の問題は、これは運用方針の改正の問題でございますので、その点を一緒に御答弁申し上げましたので、いまのようなことになったのかと存じますが、そういうことでございます。

○細谷委員 そういう意味では、私は所得の金額の問題については、実は去年解決したものだと思っておったところが、山口委員の質問を通じては、解決したようなかつこうをとっておりまうけれども、実質的には解決してない、こういうことです。そこで、そのほかの問題になりますと、遺族の範囲の拡大ということになりますと、これは法律事項が出てくるわけですね。もう一つ、二の政令が法令かということですが、これは長野さん、国家公務員よりも過酷な条件をつけているでしょう。あなたのほうは、都合のいいときは恩給法に右へならえとして既得権を剝奪しておいて、臨時職員の期間の通算については、国家公務員より過酷な条件でいまやっているでしょうが、それでしよう。国家公務員に右へならえすることなら政令でいいはずですよ。ですから私は、そういう政令というあなたの考えがあるのじゃないかと思っておったのですけれども、どうもそれははっきりしてない。どういう内容の改正をしようと思っているのですか。

○長野政府委員 二点の臨時職員の年金期間の通算制度につきましては、お話しのとおり国家公務員よりもやや条件が違つておりますが、その条件の違つております理由は、従来、地方公共団体の場合におきまうところの臨時職員になりかわつたり、いろいろな実態が国よりたいへん複雑でございます。したがって、その時期なり何なりについてのはっきりとした基準というものがなかなか定められないということがありまして、そういう臨時職員期間に、たしか厚生年金の適用を受けた者についてはひとつこういう中へなるべく広げていくということで考えたようであります。ただ、その場合にも、採用後十二カ月の期間というものには必ずしもつかうと、多少の食い違いがある。そこでそれをさらに広げるといふことに相なりますと、もう少しはつきりした、認定基準と先ほどから申し上げておりますが、そういう基準というものを実態を把握しました上で明確にしながら、実質上と同じそういう制度に乗せるような準備が必要だと思つております。したがって、実質的には国に準ずることに私もいたしたいと思つて、実質が国に準ずるような形で整理いたしますためのいわゆる基準というものをもう少し検討をいたしたい、こういう段階でいま作業を進めておるようなところでございます。

○細谷委員 大臣、あまりことは適切じゃありませんけれども、恩給法ができたから恩給法に右へならえという形で、旧条例に基づく既得権、たとえば市町村に付とめておった人がやめるときは一号俸アップする。この人は十年以上つとめたからさらに一号俸アップしてやろう。二十年つとめたからもう一号俸アップしてやろう。三十年、一生ささげたのですからもう一号俸アップしてやろう、こういうことがやはり行なわれているわけですよ。はなはだしい場合になりますと、六号とか七号という例もあるようですが、少なくとも一生をささげてやめた人が、恩給法があるからといって、過去にはそういう形で条例で処理されて

きたものを、やあ過去一年前に一号係加えただけです。よという形で法律で押えちゃったわけですね。旧条例関係の人はたいへん被害が起こっているわけですね。そういうことを強行しながら、片や国家公務員よりもきびしい条件で、国家公務員の臨時職員は通算よりも——国家公務員は足切りはたしか半年です。地方公務員は足切りは一年だといふのです。一年むだです。期間においても差別があるでしょう。それから、二十二日以上常勤の態様であるということ。しかも、当時の金で五千六百円以上の収入でなければならぬとかなんとかいう過酷な条件をつけておるのです。そういうこととでありますから、やはり国家公務員に準ずる、国家公務員にならなければならない、少なくとも右へならえしてからのものを申したほうがいいんじゃないですか。右へならえしてからこの既得権については問題があるからというところで処理すべきでありますけれども、その辺の処理は早々とやってみて、既得権の侵害というところで問題になりまして、反対しないという形になって、国家公務員と違った待遇については、これは法令が政令かまだ態度がきまらぬということ、これはやはり困るわけですね。私は、この点に關する限りは、この二の問題は政令でいいんじゃないかと思う。大臣、どうお思いですか。

○赤澤國務大臣 私、最初からおわびしておきましたけれども、役人をやったこともないし、実は給与関係、特に共済関係あたりは少し不勉強でございまして、体験がないわけですから、細谷さんのいろいろな御希望にびったりしかねておるのかも知れません。しかし、元来共済というものは社会保険の一種ですから、掛け金がどう使われようが、そういうことはとかく言う筋合いのものではないけれども、むずかしいというのは、公費に食い込む分があるから、そうしますと、公費というものは大なり小なり国民の血税に關係がある。しかも公務員という立場なものですから、いろいろなそういうことが根っこにありますから、いろいろの答弁にも窮屈があるのではないかと

ように思うわけです。しかし、やはりこういうことはもううっておいていいとは思いませんし、ただいま御指摘の問題につきましても、国家公務員に準ずるといふことは私は当然のことでもあると思ひます。しかし、いま内部では地方団体の場合でも、地方公務員の場合でも、そのまゝ国家公務員に準じられるものもあるし、また、それぞれ実態を調べてみますと、にわかには右へならえできがたいものもあるし、実態を調べてみるとなかなかむずかしいようです。私が理解しかねる面もありまして、先ほど申し上げましたように、このことにつきましてもさらには勉強いたしまして、そうして御期待に沿うという努力をいたしたいと考えております。

○細谷委員 大臣のことばの中で一つ私は心配することがある。実態、実態とおっしゃいますが、一例をあげて参考にしたと思うのです。司書教諭というものが学校教育法で置かれることになっているわけですね。これも残念ながらあなたのはの官吏の附則八条みないものだ。自治法施行後今日まで、「当分の間」と書いてありながら、二十二年五月一日から今日まで二十何年間そのままになっているのです。そういう国費職員の身分と同じように、学校に司書教諭を置かなければならぬ、こういうふうな法律でうたつておきながら、ただし当分の間は置かないでもよろしいとただし書きを書いてある。その当分の間というのはいまも連綿として続いているのです。そういうことでありますから、これはどうにもなりませんものですね。司書教諭がないものですから、たとえば学校では、市町村でやむを得ずPTAもひとつ協力してくれぬか、市のほうもひとつ少しの金は出しましょう、あるいは最初PTAのほうに負担をして、今日ではもうほとんど全部そういう人が正規の職員になってきているわけですね。ところが、昭和三十四、五年ごろでしよう、そういうものは交付税で計算したから、PTAの会費をそんなところへ使っちゃいかぬ、こういうことで交付税に

算入された、こういうふうにおつしやつて自治省から通達が来た。通達来たといつたつて、現実にはわづかの金が、交付税の中でもらったかもらわなかつたかわからないような形で来て、現実には司書教諭がおりませんから、助手という形で人が図書館なら図書館におるわけですね。そういう形です。そういうのは、言ってみれば、雇用関係といふのは最初はあるいはPTA雇用という形だった。その次には半分PTA雇用という形であつた。半分は市町村の職員。片足は市町村、片足はPTA、そうしてそれが正規職員になってきた、こういうふうになった場合には、これはどこから境にするかということ、任用の時期というふうな形式を追つてばかりでは相済みぬと私は思うのです。法律自体が今日までごまかしてきているのですから、当分の間といながら二十何年間もほつたらかしておるのですから、実態、実態というところであつたのほうにあまりおつしやいますと、これはまた、たとえば政令を改正されても意味をなさないと思う。そういう例をあげますとたくさん——一時間くらいしやべつてもいいのですけれども、大臣にはひとつ後ほど勉強していただくことにして、私もからだが悪いからもうしやべりたくないから、この程度にします。

そういうことがありますから、そういう実態、経過、こういうものを加味して、国家公務員に右へならえ、半年の足切り、国家公務員にはそれ以外の条件はないわけですから、これはひとつ政令でやりますと、ここまではつきり言つてくだされば、六つのうちの問題は五つになるわけです。その六つは公務員部長との話ですが、私も国会議員としての立場は、まだものを申し上げるべきではありませんから、それはまた後ほど申し上げるべきです。六つのうち一つ減るわけですね。私は政令でいいと思うのですが、それをつきりここで答えていただけないか。——それでは、いまずぐできないのなら、私の質問をこれで保留しておきますから、次に質問をやる際に、冒頭にお答えいただければいいと思います。時間も迫っておりますから

ら……。
○吉川委員長 午後三時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後一時三十五分休憩

午後三時五十八分開議
○吉川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○細田政府委員 けさはどの御質問のございました臨時職員の取り扱いについて申し上げたいと思ひます。

臨時職員の取り扱いにつきましては、地方公共団体における雇用の実態が必ずしも明確でありませんので、現在のような取り扱いをしておるのでございまして、実態をよく調査をいたしまして、実情に即した取り扱いをするよう検討の上政令の改正をいたしたいと存じます。

○細谷委員 実態に即応するように政令の改正をするということその点は了解いたしますが、原則的な点についての御発言がないわけですね。私が午前中申し上げておりましたのは、現状は国家公務員と差別的になっておるのではないかと、少なくともこれはやはり国家公務員に右へならえすべきである、同時に、地方公務員はいろいろな経過から複雑な実態を持っておりまして、その実態は、私が一例を申し上げた経過というのをよくのみ込んだ上で即応した措置をしなければいかぬのだ、こういう二点に私はなると思ふのですが、後段のほうだけの答弁でありますから、その点ひとつ補つていただきたいと思ふのですが、いかがですか。

○細田政府委員 臨時職員の取り扱いにつきましては、国家公務員と地方公務員との差別があるということ、これは、ただそれと考へますとおかしなことです。しかし、実態は国家公務員の臨時職員と地方公共団体の臨時職員との間に、ただいまの御質疑の中にもございましたように、いろいろな場合がございするために、必ずしも同一でないとい

うことが今日に至つておる理由であらうと私は思っています。全然同じものであるならば、これが同じ扱いでないこと自体が実にけしからぬ、おかしいことでもあります。やはりいろいろな形態の臨時職員がございますために、今日こうした矛盾点といましようか、そういうことが起こつておる、かように考えるわけでございます。それらの点につきまして十分実情を調査をいたしまして、実情に即した取り扱いをするように検討を加えて政令で直したい、こういう意味でございます。

○細谷委員 それではこの問題は、いずれ小委員会でも検討されることになるかと思いますが、具体的な内容につきましては、小委員会でも審査する際にその内容を教えていただきたい、こう思つております。

そこで、六つのうちの一つは法律でなくて政令でやるということでございますので、もう一つ私はお尋ねしておきたいのであります。

「遺族の範囲の拡大について、速かに結論を出す。」というときについて、午前中御質問したのですが、二つ問題点があるわけですね。一つは、遺族の法律的な範囲という問題、これは現実的に即応しないんじゃないか。私はこれは法律事項だと思つております。主たる生計の問題という形で十何万がしとかいう金額なんです。十萬八千円か幾らかだと思つてますが、これは少なきに失するではないか。少なくとも今日の貨幣価値からいって、やはり一人であつても月一萬五千元なり、二万円くらいなければ生活できないんじゃないか、こういうことが理事会なり理事懇談会の中で議論されました、その辺は、当時は藤枝大臣でありましたけれども、政令にゆだねますので、政令で定められることであるから、実情に即したようにきめる。その際に、私は、大体一人二万円となると年二十四万円、益壽れ等をその中に考慮した上でも二十四万円、現実には少なくとも二十万円以上くらないにはすべきではないか、こういうことを申し上げたわけですね。この点は政令で処理できるのだというところでありますが、その範囲の法律的なもの

は別として、その主たる生計をやる区切りである金額の問題については、どういう形で政令でおやりになるのか。この前そうおっしゃつておるのですが、おやりになるとすれば、どういふ程度で改定をするつもりなのか、これもあわせてお聞きしておきたいと思つております。というのは、私は、期日もあまいこととありますから、小委員会に落とされた際にもやはり問題点をしぼつておいたほうがよろしいんじゃないか、こう思ひまして御質問申し上げておるわけですね。

○鎌田説明員 所得の認定基準の問題でございますが、これは午前中も御説明申し上げましたように、給与法上の扶養親族の認定基準の例によつて自治大臣が定めるということになつておるわけでございます。したがつて、この基準にまつては、給与法におきまして認定基準、これは具体的に申しますと、満十八歳の独身男子である高校卒試験採用の国家公務員、具体的には八等級二号俸でございまして、この東京府における標準生計費の二分の一の額というものによつておるわけでございます。この基準によりまして、国家公務員の共済組合におきましても、扶養親族の範囲というものをこの所得認定基準を用いておるわけでございます。したがつて、この認定基準の問題といたしましては十一萬七千円、高いか低いかという議論はあらうと思つてござい

ますが、そういう給与法上のものさしがございまして、また国家公務員の認定基準という面もございまして、私どもといたしましては、大蔵省その他の関係省庁とも連絡を密にいたしまして、引き続き検討をさせていただきます、こういうふうな考えておる次第でございます。

○細谷委員 ちょうど大臣が見えましてしたのですが、大臣、私の承知しておるのこのやうな実例があるわけですね。
母親一人、むすこ一人、そのむすこは学校の先生だつたわけですね。おかあさんのほうは、なくなつた御主人の年金が何かあつたのでしよう。よく知りませんが、それが一年間で十何万が

しかをこしておつたわけですね。そういうことでありますので、むすこが交通事故で死んだわけですが、ところがその所得がわずかの関係で主たる生計の範疇からはみ出すわけですね。私は詳しくは知りませんが、現金ではなくて貸し家か何かの家をおそらく持つていたのでしよう。だから掛け捨てなんですね。ところが、おばあさんともまはいかぬが、中おばあさん、おばあさんの入口くらいはかかれません、その人は十何千円かの所得があつて、むすこがおりますから生活ができたわけですが、そのむすこが交通事故で死んで一時金もこないのです。掛け捨てですよ。こういう一例からいつても、いま検討するといふ公務員部長からの答弁をいただいたわけですね。これも、非常に現実に即してないわけですね。これはやはり地方公務員共済だけの問題ではないのだというところでありますけれども、進んでこれは積極的に直すべきだと私は思つております。ただ政令で処理するということだけでは問題が片づきません。大臣いかがでしょうか。

○赤澤国務大臣 それはたぐいまれな極端な例であらうと思つてますが、あり得ることだと思つてます。そういうこともまじえまして検討の対象にいたしたいと考えております。

○細谷委員 これもひとつ、小委員会でも検討の際に自治省の具体的な考え方をお示しいただきたいと思ひます。

そうしますと、次に、「交付税基準について、職員厚生費の増額を検討する。」というところになつておるわけですが、これはどういふことになつておるのでしょうか。
○鎌田説明員 従来、職員一人当たり千円でございしましたが、これを四十三年度から交付税の単位費用の計算上、千三百円に増額をいたしております。

の問題についての方針が打ち出されておりますね。これはどういふ水準でございましょうか。
○鎌田説明員 臨時行政調査会の答申におきましては、「国家公務員の福利厚生面は一般に貧弱である。」云々ということになつておりました、これは国家公務員の「法定外福利費は職員一人あたりわずかに年額九百円に過ぎず、」云々。そこで「少なくとも十倍程度に増加して予算に計上する」とも、人件費その他をこの面に流用する不明朗と不均衡を改むべきである。」云々ということを言つております。

○細谷委員 臨時行政調査会は、福利厚生費九百円というときに十倍ということになりますから、少なくとも九千円程度にすべきだ、こういうことになつておるわけですね。民間のほうではどのぐらい厚生費を使つておりますか。数字はおわかりですか。

○鎌田説明員 日経連が昨年十二月に調査したところによりますと、従業員一人当たり月額四千三百六十円というものが入つております。ただこれを簡単に千三百円と比較をするといふことは無理だ、と思ひますのは、この中にはたとえば通勤費の支給分が入つておりました、あるいは食費の補助が入つておりました、あるいは住居費の補助が入つておりました、こういうものが入つております。これを比較するといふことになりまして、地方公務員の場合でございますと、通勤手当でございますとか、あるいは先ほど申し上げておりましたところの共済の不動産投資なり、あるいは住宅貸し付けなりで行なつておりますもの、その他の職員住宅等に地方団体が支出いたしております経費、こういったものも比較をしないときと比較はできないであらう、こういう注釈をつけなければならぬだらうと思ひます。
○細谷委員 四千三百円ということにしますと、十二倍いたしますと年間およそ四萬五千元です。内容のことについて触れられましたが、その内容はひとつ小委員会の検討の際に日経連が発表した内訳等の資料をいただきたいと思つたのであり

ますけれども、それにいたしましたも、大体福利厚生費というのは、職員が良好な条件の中において勤務できるような条件を整える、こういうのが国家公務員についての法律上の規定ですね。地方公務員については、四十二条でありますけれども、四十二条というのはいまのところは全く宣言規定みたいなものではないかと。ところが、臨時行政調査会は、三十九年ですか答申しているわけですね。それは、十倍だ、民間は、とにかく福利厚生というものは現在の千三百円の大体四十倍程度だということでありまして、きわめて不十分だということですね。ですから、千円が千三百円ということは自慢にならないのであって、あなたのは去年から五割増しの要求をなさってやったのですが、去年はゼロに切られて、ことしようやく千三百円になったわけですね。これも何も補助として出るのはなくて、交付税計算の中に算入するわけですから、コップの中であらしみたいなのですよ。絶対量がふえたわけでも何でもないわけですね。そういうことでありますので、どうですか、大臣、臨時行政調査会の答申というのは十倍程度にすべきだ、こういうことを答申をいたしておるわけですね。それと比べると、まあ十分の一にしかすぎないのが今日の状況です。一ぺんにとは申しませんが、年次計画を追うてやはり臨時行政調査会の答申にアプローチするということとは、私は当然な政府の責務であろうと思うのであります。大臣のこの問題についてのお考えをひとつ伺いしておきたいと思ひます。

○赤澤国務大臣 御指摘のとおりでございます。これまた十分検討の対象にしたいと考へます。

○細谷委員 少したよりない答弁で、どうもあすになったら忘れてしまふのじゃないかというような口の動きでありますけれども、まあ、ひとつ大臣、これからこの種の問題は一生懸命やるという最初からの御答弁ですから……。

それいたしますと、先ほど長野局長から六点言われましたが、最終的に集約いたしますと、一の問

題については山口委員にお答えになったわけでありまして、この資金運用の現状、これはひとつ参考までに小委員会への資料として御提出をいただきます。

それから、二の臨時職員の期間の通算につきましては、政令で処理する、その立場というのは国家公務員に準じてやっています、こういうことが明らかになったわけでありまして、その態様が複雑だということでありまして、具体的なお考えを小委員会の席上等ではつきりしていただきたい、こう思っております。

遺族の範囲につきましては、範囲の拡大の問題についても検討すると同時に、金額等のラインの引き方も非現実的だということはお認めになったようでありまして、この辺についても小委員会、自治省で検討した結果をお示しいただきたい、こう思っております。

五の職員厚生費については、きわめて不十分でありますから、先ほど民間についての資料をお願いいたしましたわけでありまして、ひとつどういうふうにしていくかというような臨時行政調査会の答申にアプローチする年次計画なり、あるいは基本的な態度、そういうものをひとつ小委員会にお示しいただきたい、こう思っております。

そういうことになりましたと、六項目あるのが法律事項としてしぼられた点は、文字どおり各県の市町村共済があつて二点にしぼつて陳情をしております。この退職年金条例の給料年額の算定についての問題と、それからこの短期の問題についての市町村共済の上限の処理の問題、こういうことになったわけでありまして、大体言つてみますと、こういう問題を、共済小委員会という、しかも衆議院の共済小委員会という名前を出したことに就いて、いささか差し出がましい字句が入つたと私は思ふのでありますけれども、そういう形で共済小委員会の検討にゆだねる、こういうことでありますから、自治省当局も、誠意を持ってこの問題については対処していただきたい、こう思うので、この関連する問題についての大臣の最終態度

をひとつお示しいただきたいと思うのです。

○赤澤国務大臣 もちろん誠意を持ってこの問題については十分検討しなければならぬと考へます。

○細谷委員 それでは、この問題については終わります。あと、二点質問いたしたいと思ひます。

山口委員から質問もあつたのですが、いま都道府県の議員は十一万円の頭打ちですね。これは法律で一般の公務員が十一万円で頭打ちをしておりますから、それを受けまして、自治大臣が承認をいたさないものであります。十一万円という形に定款がきめられておるわけですね。これは三十六年ごろの話です。一般公務員は三十三年でありまして、それよりもあとでありますけれども、当時は、府県議員は六万五千円ぐらいの平均の歳費だつたようですが、今日は十四万三千円になっておるといふのであります。そうなつてまいりますと、何か要望は十五万円ということでありまして、けれども、私は、十五万円自体が、当時のスタートのときから比べますと、合理性がないのではないかと、こういうような気もいたします。しかも、これは公的負担というのがないままの年金なのであります。各人が負担するわけですね。そういうことになりましたと、これは一般公務員もむろんであります。知事については二十七万円という財政需要を認めながら、依然として十一万円、それも三十三年ごろで、いまから十年前のことです。十年前というのは一昔ということでありまして、今日の経済の動きというものは、十年間が昔の百年くらいに相当するような動きになっていゝのです。それすらも、しかも附帯決議に出たものを、いまだに他との関係がありますからという形ではほとんど取り組んでおられない。長野さん自体がちょっと自分のことに関係があるからということでも消極的かもしれないけれども、それはよろしくないことでもあります。三十三年のときに合理性を持っていたものが、今日も合理性を持っているはずはないわけなんです。歳費も六万三千円か

ら七万円ぐらいの平均だつたのが、今日は倍になつてゐる。ですから言つてみれば、合理性というものは、ずばり言えば、二十一、二万円というのが合理性ということになるでしょう、当時合理性があつたという前提に立てば、それをしも今日全くはうであるといふことは、無責任もほどがあるのじゃないか。少しことばが激しいのでありますけれども、そういう感じがいたします。ですから大臣、これは改むべきじゃないかと思ひます。掛け金もむろんふえてくるわけですね、十一万円で頭打ちしておりますから。知事が二十七万円の給料をもらつておつても、十一万円でしか掛け金はせぬわけですね。支払うほうも、それがベースになつてくるわけですから、これはもう改むべきじゃないかと思ひます。大臣、それはあなたの周辺にいる局長もそうなんです。別に高級官僚を支持するわけではありませんが、先ほどの質問に対しては、それよりも最低限のほうをやるほうがよいという政務次官のおことばです。その政務次官のおことばはなるほどともであつて、そこをちょっとはぐらかした答弁だと私は思つてゐるが、これもしなければならぬ。これも一種の最低限です。

○赤澤国務大臣 やはり他に影響するところが非常に大きいわけですね、だから、一つのちゅうちょを感じてゐるようでございます。しかし、全体から考へて、御指摘のような時期がきてゐると思ひます。ですから、この問題につきましても、積極的に前向きで取り組まなければならぬと考へてゐる次第でございます。

○細谷委員 積極的に取り組むという大臣の誠意は私は了解いたします。ただ、この問題は自治省だけで解決できない。国家公務員にもある、公共企業体にもある、恩給にもあるのだ、こういうようなことで、せつかく大臣が誠意ある答弁をしましても、焦点がぼけてしまふ。逃げ場は幾らもある。やつてみたけれども、ほかに影響があつたからうまいかなかつたという形で逃げ場がたぐさんある。そのためこの問題が、何べん決議してもでき

得なかつた。それは大臣が冒頭お答えされたとおりです。それでは困るのです。おそらく大臣は、国務大臣として全体の景色をながめながら、自分の責任であるこの問題については改定をしますという責任ある御答弁だと受け取るわけですが、そういうふうな受け取ってよろしいですか。

○赤澤国務大臣 前にも申しましたとおり、他へ波及するのが非常に大きいわけでございますので、ちゅうちょしておたというのをいま申し上げたわけですが、全体としてやはり改定の時期にきていて私は考えるわけでございますので、積極的に申しましたことは、いま国務大臣としてというふうな御指摘もありましたけれども、そういった意味合いで深刻に受け取っているわけでございます。その点御了承願います。

○細谷委員 今度政府から提案された法律の中には、いままです通算されておられないものについても特例としての通算制が認められるようになったわけですが、それはどういう内容なんですか。

○鎌田説明員 恩給公務員と地方公務員あるいは地方公務員相互の通算関係で申しますと、現行の地方公務員の共済制度のたてまえにおきましては、恩給公務員と教職員以外の市の一般職員、この間の通算の規定、それから市と市の職員の通算の規定、こういうものが施行日に引き続かないものにつきましては通算が行なわれておらなかったわけでありました。昨年の一月から、文官恩給につきまして、軍人恩給の加算年の資格期間に通算するという制度改正が行なわれたわけでございます。地方公務員の場合でございますと、ただいま申し上げましたような教職員以外の市の職員というものにつきましては、通算が行なわれておらなかったものでございますから、単に軍人恩給の加算年だけではございませんで、県と市、それから異なる市と市、こういったものの通算の規定もあわせてこの際整備しよう、こういうのが今度の改正案をお出しした理由であります。

○細谷委員 県と市の間の通算もしていくとか、A市とB市との間の通算もしていくとか、あるいはいままです日満日だった、あるいは日満日だった、こういう場合には通算されておったけれども、満日という場合には通算されなかったという政府案が今度の国会で修正された、こういういきさつからいまして、年金制度自体も、基本的性格から、この問題は私は賛成しております。いいことだと思つて、それが、年金のそもそもの社会保障へのアプローチなんだ、こう思ひますから、それでけっこうだと思ふんです。

そこで、私がお尋ねしたいことは、前から問題になっておつたのですけれども、たとえは市町村会議員をやつて府県会議員になつた、府県会議員から市町村会議員になつた、こういう場合の通算というものは、これもやはり考えてやるべきじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○鎌田説明員 この点につきましては、四十一年でございましたが、附帯決議をいたして、検討いたしましたわけでございます。ただ、この問題に關するものは、市町村の議員、それから府県の議員の報酬のレベルというものがまことに区々でございます。それから、かりに通算するという場合、大多数の場合は、市町村の議員が府県の議員になられるという場合が圧倒的に多くて、府県の議員が市町村の議員になられるという例はあまりない。こういうことになるものでありますから、前段、市町村の給与の水準がはなはだ区々であるというのとらえ方の問題、それから後段、いわば市町村から府県への一方交通という形になつて、その財政負担というものが府県に結局集まつてしまふわけでございますので、この負担をどうするか、こういうことから、いまだに結論を出しかねておる、こういう状態でござい

ます。

○細谷委員 今度の法律の二条の二項ですか、通算制の拡大特例の原質は一体どこから持つてくるのですか。

○鎌田説明員 金額追加費用で地方団体の財政負担になります。

○細谷委員 どのくらいの金額になる予定ですか。

○鎌田説明員 どの程度の金額になるか、実は計算のはじきようがまだないわけでございます。

○細谷委員 そういう答弁では困るわけですね。通算制を持ち込んでおきながら、何人ぐらゐで、どのくらい金がかかるのかまだわからないという形で、それで法律を出されても困るわけですね。それよりも、むしろ公費全額負担というのでしよう。

たとえば市町村会議員から県会議員になつた場合、いまは残念ながら共済は市と県と町村との三本立てですから、原資を植えかえていけばいい。その人の持ち分を植えかえて、納め方が少ない分については、いまは十二年ですが、その人が四年間しか掛け金をやつていない場合は、掛け金が少な

い場合はちゃんと差引いていくわけですね。

一〇〇%もらつていないのですよ。そういう計算ができる。ところが、市町村会議員から府県会議員に行つた場合のそういう計算は複雑でできない。数はそんなに多いものじゃないですよ。いまのようなのについては、できないのに法律は出したということになりますと、ちよつと私は理解に苦しむのですが……。

○鎌田説明員 精密な計算の根拠がないという趣旨で申し上げたのであります。概算五千万円程度に相なるかと思つたのです。

○細谷委員 何人ですか。

○鎌田説明員 五百人です。

○細谷委員 そこで、公費負担、全体で五百人というところでありますけれども、この辺は、社会保障というのには後退は許さないというのが鉄則でありますだけに、やはり着実に前進させるというのが大体こういう制度のたてまえであらうと思つた。そういう点でこういう制度はけっこうですよ。五百人程度、五千万円程度の公費負担だ、こういうことであります。ここまで公費負担するならば、大臣もおっしゃつたように、いろいろ問題が

あるかもしれませんが、それは個々の波の問題であつて、大きな波じゃないわけですよ。やはり、地方自治を育成するために努力した議員というのは、府県会であるうと、市町村会であるうと、これは価値は変わらないわけですね。いずれも貴重なものです。そういう人たちに、制度があるのに、市町村会で八年だ、そして府県へ行つたら八年だ、通算十六年になつたけれども年金はないのだ——数年前に、八年ぐらゐの一時金というのがありました。それは二%上げての話で、百分率で二%上げて、そういう一時金をやることになつたわけですね。そういう点からいいますと、十一万円は全部頭打ちだ。国会議員は頭打ちがない。国会議員は十二年か十年だ。そして、この間法律を改正した際に、納めた分の一時金をやる、こういう制度になつてきていますと、やはり国会自体もお手盛りだと言われることになるわけですね。そういうことでありますから、それは減額されるのはあたりまえなんです。いまのやつは、恩給のようにまるまるもらふわけじゃなくて、共済制度でありまして、自分が金を出して、公費との大体半分半分でそういう年金制度がつくられておるわけですが、議員の場合はないわけですよ。全部自己負担なんです。自分たちのかけ金で成り立っているわけですね。そういうことからいって、大臣、どうでしょうか、ここまで来まして、その地方議員の通算制、これはこの委員会で四十年の五十一国会か五十二国会かとき非常に議論されたことなんです。どうでしょうか、この辺はやはりおやりになるのが筋じゃないでしょうか。これもひとつ承つておきたい。

○赤澤国務大臣 通算した結果が、結局国費であれ、県費であれ、公費に食い込むというところに問題がある。結局そういうことで掛け金の範囲内で処理される分ならとにかく問題ははいはずだと思つたのです。それで、この市町村議員が都道府県会議員にかつた場合に、通算して通算するということについては議長会が反対しておるようだけれども、ということは、結果的に県費に食い込

むということはまずいということではないかと私は思うわけなんです。ですからそれはお考えは私は間違いないと思っております。思っておりますけれども、やはり先ほど社会保障というもののは後退しないのが鉄則であるといったようなことをお使いになりました。私はやっぱりこういうものにもそういうものがあるとするならば、限界というものを考えざるを得ないから、今日こういうことがまだ未解決で残っておりますというふうには私は考えるわけなんです。しかし、たびたび申し上げますと、ぼつぼつこういった問題も再検討の時期に入っておりますと考えておりますので、こういうものもあわせていろいろな計算をやり直してみる必要があるのではないかと、かように思っております。

○細谷委員 たいへん歯切れの悪いお答えでまことに遺憾ですけれども、この辺は私はこの問題を今国会でついでにやっちゃえなんて、こういうことを言っているわけじゃありません。長い間苦勞した一般公務員が、A市につとめておいてそれからB市にきた、こういうような形で切れておるのをつないでやる、これはたいへんけっこうなことでありまして、そういう制度はやはりステディーに拡張をしていくべきものである。そういう場合に、私は地方議員も国会議員も一まとめにして通算しちゃえということをおっしゃるわけじゃありません。少なくともその地方議員に——多くの場合、市町村会から府県会、こういう形、あるいは区会議員から都議会、こういう例が多いわけでありまして、この辺の通算というのは考えてやるべきじゃないか、こう思っております。私の言うのには何も経済的な負担が起らないように、電子計算機も要らぬですよ。その人が市会議員として、あるいは区会議員として八年間とすると、その間は歳費が少くない。したがって掛け金が少なくてわけですから、そして都議会議員になって年金がつくとすると、それに比べて年金を減らしてやればいいわけです。法施行前から府県会議員であった

人に対しては一〇〇%やっているんじゃないから、みんな掛け金の少ない人は減らされているのですから。そういうことで一度計算すればずつとやっていると、事務的にたいしたことはないわけですね。ですから各共済間で原資を移しさえすれば掛け金は上げなくてよい。ところが、掛け金を千分の二ばかり引き上げてどうのこうのということになると、やる意思は全くない、こう言わざるを得ない。掛け金はそういう理由で上げないで、払うほうの年金をそういうふうにしてやったらいいんじゃないか、こういうことを申し上げておるんですが、ひとつ十分検討願いたいと思います。

時間が来ましたので、最後に、長期と短期についての国庫負担の問題について私は御質問したいのです。長期につきましては、公費負担が一五%になっておるんですが、数年前からこれを二〇%にするというところで自治省も努力をなさったようでありまして、一向にちがいがあいておらぬ。こういうことなんですか。どうでしょうか。私は、まあ長期、短期とも公費負担というのはあるわけですが、この公費負担でやるとすれば、その穴は国庫負担で、国庫で何らか埋めなければならぬわけでありまして、いまは長期の場合は一五%が交付税で計入されておるわけですね。これを二〇%にするか。交付税のワック内操作というのは他に影響を及ぼすんですから、五%はひとつ新しく国庫負担というのを導入する。あるいは短期給付というのはいまは国庫負担がないわけですね。そうかといって、この種の問題について国庫負担はどれにもないかという、そうでもないわけですね。厚生年金金についてもそうでしょう。農業年金についてもそうでしょう。一六%あるわけですね。厚生年金は二〇%あるでしょう。そういうことでありますから、私は国庫負担というのは長期、短期——健康保険ですね、これはもう考えてやる段階にきているんじゃないかと思う。私はやっぱり言うならば、もう交付税計算の一五%は公費負担として、その程度にして、五%はひとつ国庫負担にそのま

ましました、交付税のワックじゃなくて。同時に、短期のほうも二〇%要求していますけれども、一ぺんにいけませんから、最初のときは五%、二年目は一〇%、三年目は一五%、その次が二〇%というもので、年次を追うてやっていけばよろしいんじゃないかと私は思うのです。この辺の長期、短期についての公費負担と国庫負担の問題について、私はまあ例示の形で質問したのであります。が、大臣、どうお考えでしょうか。

○長野政府委員 お話のとおり、この長期給付につきましては公費負担は国家公務員の共済組合とか地方公務員の共済組合においては一五%の負担になっておまして、そして厚生年金では公的負担部分が百分の二十になっております。これは常に附帯決議等におきましてそういうものの引き上げについていろいろ御議論がございます。これは、もうよく承知しておりますが、ただ、いきさつから見て、また、実質から考えますと、結局この厚生年金におけるところの国庫負担率の引き上げの割合と、それから共済におきまして、この一五%という問題とは、結局給付内容というものが厚生年金と共済において非常に違うわけがございます。厚生年金の場合は、御案内のように勤務しておりましたところの全期間の平均標準報酬というものをとります。それから、こちらのほうは、退職前の三年間の平均給与というものを基準にしている。あるいはまた、年金の支給の開始の年齢が、厚生年金は六十歳で共済組合は五十五歳となつておるというふうなことで、いろいろまあむずかしい算出の根拠があるようでございます。が、そういうもので計算をいたしますと、厚年におけるところの二〇%というのは、同じようなものと引き直して、共済の長期給付に要する費用に引き当て見ますと、大体百分の十二から百分の十四くらいのところにくいて、一応そういう保険数理関係の人たちの考え方でございます。したがって、そういうことで結局均衡がとれているんだ。農林共済につきましても、十六にな

におきまして、従来は退職前五年平均の標準給与というもので考えておりましたものを、退職前三年平均に改めるといふことで、負担軽減という意味で一五%から一六%に引き上げた。それによって実質的な内容が大体共済に近づいてきたというようにことが言われておるようでございます。そういうことでございまして、この長期給付についての国庫負担率というものは、形式的に見ますと厚生年金は二〇%であり、共済関係はすべて一五%というところでございまして、これを二〇%に引き上げるといふことになりまして、これは、やはりすつかり全体の考え方なりすべての関連というものを無視して考えていけというわけにはなかなかまいらぬ。どうしても全体の調節をとりながら、公的年金についての公的負担割合というものを考えていかざるを得ないということに相なります。

また、短期給付につきましては、要するに、折半負担というものが原則になっておまして、折半負担であるということはどういうふうにして考えるか、こういうことになりまして、いろいろ議論がございまして、現に地方団体の短期給付については、非常に苦しいところがあるんじゃないかという御議論もございまして、私どもは、短期給付調整資金というものを短期給付について考えてみたいと思っておりましたが、なかなかこれは全部の賛成が得られない、そういうこともあるわけでございます。結局、いろんな要因がございまして、また同時に、医療給付を中心にしておりまして、その医療制度といふことが、医療保険関係といふことが、そういうものの抜本改革というものの関連におきまして、そういう際に何か国費導入なり何なりというものの一つめどがつけられるのかつけられないのか。どうもだんだん検討しております、そういうところで一つ一つの転換なり切りかえなり考え方が変わっていくというときがないと、いろいろ御要望がございまして、けれども、そこまでなかなかいかぬのじゃないか。そういうときに、この折半負担なり何なりという考え方に新しいものが加わっていくというよ

うなことになるのではないかと、まあ実は非常に悲観的なことを申し上げるようで恐縮でございますけれども、ざっくりばらんに申しましてそういう状況でございます。

なお、そういう意味で、何も検討を怠っているとかそういう意味ではございませんが、以上のような状況でございます。先ほどから私も、まあなおこの問題についてまづ正面から取り組んでおるわけでございますが、いままでの状況では非常にむずかしいいろいろな問題がある。しかしながら、まあなおそういう意味で検討を加えさせていただきまして、多少の時間をかしていただきたい、こう申し上げるほかないと思っております。

○細谷委員 多少の時間はかしてきたわけだ。いまだ多少の時間をかしてくれというのですかね。あなたがそう言うだろうということですか。まあ、あなたがそう言うだろうということですが、私も、共済から見ると、実質的には一三%くらいにしか当たらないんだ。交付税であたるところは一五%を見てやっておるじゃないか。だから、厚生年金二〇、二〇というけれども、それよりもいいんだ、こういうような論理でしよう。それは大蔵あたりから、主計官があなたに言うんならわかるけれども、あなたがここで答弁するのは、これは三、四年前のときならいいけれども、もうその答弁はいまは通らないですよ。私どものほうから出しておきます法律は、長期、短期いずれも二〇%にしない。しかし、長期については、その二〇%というのは、現在一五%だから、五%上げなさい。それはもう交付税計算ではいかぬ、国庫負担だということをびしり言っているわけじゃないのです。いずれにしても二割にしない。

もう一つは、短期についても二割である。それを私が、いまあなたがおっしゃったような現状がありますから、たとえば政管健保の場合は二百五十億ですか、定額負担でけれども、これを定率負担にしてくれというのが前々からの非常な叫び

でありまして、これは一年後に抜本改正というところが行なわれるはずでありますから、それはその段階でいいでしょう。しかし、それが抜本改正が行なわれた後に何とか考えようということじゃなく、私は、だからその私どもの出した法律とは違って、少しおこられるかもしれないけれども、飛躍して、これは五%、来年は一〇%、その次は一五、その次は二〇と、その間にはよまの景色をながめていけば均衡はとれるのじゃないか。いずれにしても、政管健保にはまだ定額で負担をやっているけれどもこの問題については一つもないわけ。指定市は健康保険でやっているでしょう。いまの共済よりも健康保険のほうがいいという声が組合員には多いんですよ。そういうことを考えていけば、一部のものについては国庫負担の制度があるわけですから、この短期の問題にも国庫負担の制度を導入したらいいか。その率については、一気に二割なんていうことになりましてアンバランスが起りますから、全然ないところでございまして、五%ぐらいたずやってみて、そうして、それからバランスをとりますから、全体の抜本対策も行なわれるはずでありますから、よもの景色をながめて、バランスをとっていかばいいんじゃないか、こう思っているわけだ。言ってみると、私どものほうから出している法律より少しはみ出したものの言い方をしているわけ。非常に現実に妥協し過ぎたものを言っているわけですが、大臣、これについてひとつ誠意ある答弁を期待して、私のきょうの質問を終わりたいと思います。

○赤澤國務大臣 なかなかむずかしい問題でございます。たびたび申し上げますように、掛け金の範囲内でまかなえるものなら問題はないわけですが、けれども、しかし、やはり掛け金率を上げるといふことになれば、すぐ問題もあることでございますので、いかに公務員という立場であれ、国費、県費など公費を食う場合には、よほどそこはよく考えなければならぬことは言うまでもないところでございます。しかし、もうどんどん生活水準、

内容その他経済も激しく動いておりますので、ぼつぼつこういった問題もあわせて再検討する時期がきておるといふことを先ほどから申し上げておるわけでございますが、御期待に沿えるようなこととなるかならぬかわかりませんが、まあよもの景色をながめるとおっしゃったけれども、とまっておつてながめる景色も、少し歩みながらながめる景色も、よもの景色には変わりないわけでございますので、よく御趣旨を体しまして、積極的な態度で検討したい、かように考えます。

○細谷委員 とまてながめるというのを私は言っているのじゃないのです。進みながらながめていっていいじゃないかということでありまして、進みながらながめながらやっています。こう答えていただかぬと、これはアプローチになりませんわ。

○赤澤國務大臣 少しずつ進みながらということですが、とまておつてもよもの景色はながめられるということをおっしゃったのは、どうも適切な引例ではないかもわかりませんが、しかし、たびたび繰り返して申し上げるようですが、そういう時期にもきておりますので、真剣に取り組みたいと考えております。

○細谷委員 いいです。

○吉川委員長 おはかりいたします。本法律案につきましては、地方公務員等の共済制度に関する小委員会においてその審査を行なうことといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○吉川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、明後九日木曜日午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会